

建設経済委員会記録

日時	令和2年 6月22日(月) 午後 1時00分 ~ 午後 3時29分 午後 3時37分 ~ 午後 4時01分
場所	第5・第6委員会室
出席委員	◎田中 晋 ○後藤浩一郎 石井 昭一 上橋 泉 北村 和之 末永 康文 林 紗絵子 日暮 栄治 平野 光一
委員外出席者	(傍聴) 日下みや子 鈴木清丞 浜田智香子
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長(鬼沢徹雄) 経済産業部長(染谷誠一) 理事兼商工振興課長(北村崇史) 農政課長(伊藤浩之) 公設市場長(有賀浩一) 公設市場副参事(野口 裕) 都市部長(染谷康則) 都市部理事(佐藤 靖) 都市部理事(酒井 勉) 次長兼宅地課長(沢 吉行) 建築指導課長(平久和則) 開発事業調整課長(鮫田英俊) 公園緑政課長(佐藤 誉) 公園管理課長(伊藤公之) 土木部長(星 雅之) 土木部理事(鈴木久雄) 道路保全課長(金井忠義) 河川排水課長(浅野信幸) 次長兼情報・業務改善課長(長妻敏浩) 契約課長(新井賢蔵) その他関係職員

午後 1時開会

○委員長 ただいまから建設経済委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付いたしました審査区分表に従いまして審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は、一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑を終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部にお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願いを申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。スマートフォン等は、会議中操作されないよう御注意願います。そのほか電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

最後に、今回の委員会は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、第5、第6委員会室で開催することとし、また執行部の入室についても所属長以上とするよう協力をいただいております。さらに、各部署におきましても新型コロナウイルスの対応に尽力いただいているところでございます。この点を考慮し、質疑につきましてもできるだけ簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

なお、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたしますので、よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案第1区分、議案第14号、令和2年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○北村 では、よろしくお願いいたします。議案第14号の指定管理者に関する損失補償についてお尋ねをいたします。まず、今回の新型コロナウイルスの影響によって損失を被っている指定管理者の方には本当に大変な状況だと心配するところがございます。今回の各施設の損失の補償の対象範囲であったり対象月だったり、その損失額の算出方法などお示しいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

○公園管理課長 今回の指定管理者に伴うところで、公園管理課所管分はリフレッシュプラザ柏及び旧吉田家住宅歴史公園が対象の施設という形になります。それとあけぼの山公園、こちらの3つが対象という形になります。主立った補償範囲にな

りますけれども、リフレッシュプラザ柏に伴いましては、減収分の貸し部屋でありますとかプール、ジム、お風呂の利用料の部分について減少分を補填するような形になります。また、旧吉田家住宅歴史公園につきましては、入場料、それから各部屋の貸出ししていた部分のキャンセル分の使用料ですとか、またあけぼの山公園につきましては、和室のほうの減少分、こちらが対象の額という形になります。以上です。

○北村 この休業中というのは、休業手当というのは指定管理者のほうで払われたり、そういう事例はあるんでしょうか。全国においては、そういう本来支払われるべき休業手当が支払われない、そういう状況もあったかとは思いますが、柏市の指定管理者のところにおいて、リフレッシュに関しては感染者なども職員に出たと聞いておりますので、そこら辺の休業手当のところについてお示しいただければ幸いです。

○公園管理課長 指定管理者ですので、指定管理料は基本にお支払いしていますから、そちらの中で通常の利益といいますか、収入分を計上してもらっていると。特段それに伴った休業の手当みたいな形では、お支払いはしていないのが現状でございます。以上です。

○北村 使用者の責めに帰すべきときに、休業手当は賃金の60%以上、それを払うという決まりがありますけれども、今回のこのコロナが使用者の責めに帰すべきかどうかという、そういうところもありますけれども、やはり休業手当がしっかり払われるような体制というのを取るべきだと思うし、従業員、働いている方を守るという意味では、そういうところをしっかりとすべきだと思うので、市としてそういうことを指定管理者に言ったり周知することが適切かどうかは分からないんですけれども、そういうところについて指定管理者と話をしたりとか、懸念だったり問題意識というのはあったりしないのでしょうか。すみません、もう一度ちょっと。

○公園管理課長 指定管理料及び補償の部分についての対象となる項目等々につきましては、行革等々、それから事業者といろいろ相談しながら決定した経緯がございます。委員おっしゃるように、できる限り事業者さんで負担が少しでも小さくなるような形で協議のほうは今後も進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○北村 ありがとうございます。リフレッシュに関しては、もう間もなくプールのほうも開始するというので、損失というのは大体どのぐらいだったのかというのもお聞きしたいですし、やはりスポーツ施設ということで、みんな汗をかいたり運動するというので、この第2波、第3波、やっぱり懸念されているところではあるんですが、何かそういう対策というのは取られていますでしょうか。

○公園管理課長 今委員おっしゃられたように、実は今週の水曜日から、まずお風呂から開けます。続いてプールとかジムという形になっていくんですけれども、これについてはまた決まり次第、即いろんな媒体でお知らせするような形になります。開けるに当たって、極力本当に感染の安全度が高いような形で今事業者さんのほう

も非常にいろいろな方法等々を検討しているところでございます。今日も午前中、事業者さんと打合せをして、万全に安全のほうをできる限りのことは頑張るという形で進めているところでございます。以上です。

○農政課長 今の北村委員の御質問で、農政課分としてあけぼの山農業公園、こちらがでございます。内容については、会議室とか加工実習室、こちらの前払金、前納分の返還した料金と、あと減少した前年度参考にした3月分の利用料金、入らなくなった分、それとこちらはプラスですけども、使わなくなったことによる光熱費、ポスター等の減少分、そちらとあと自主事業の分の前納分、こちらを返還しています。こちらが合わせて40万8,000円となります。以上です。

○平野 今の答弁ではちょっとはっきりしなかったんですが、あけぼの山農業公園にしても、それからあけぼの山公園、リフレッシュプラザ柏、吉田家歴史公園、この指定管理者の指定管理料というのは通常そこで働く人たちの賃金も含めて設定されていると思うんです。ですから、はっきりしたいのは、この休園中、休んだ間の指定管理者の損失の補償というだけじゃなくて、今北村委員が言われたように、この期間の労働者の賃金は通常どおり支払われたのかということなんですけど。

○農政課長 休んでいる間の労働者、雇われている労働者の賃金、ちゃんと支払ったのかと、そういう御質問ですけども、基本的に休んでいる間も、いろいろ内容的には様々やりくりは、仕事の範囲を分配してとか、通常閉園しているからやることということもあったということなので、支払っているというふうに確認しております。以上です。

○公園管理課長 指定管理料につきましては、通常どおりお支払いをさせていただいております。これも今農政課長からありましたように、施設自体はお客さんを入れなかったとしても、プールですとか、お風呂ですとか、実際はそちらのほうに水を張っていないと機械が駄目になっちゃうとかということで、管理なんかについても人件費等々が発生していますので、管理料はお支払いさせていただいております。以上です。

○平野 指定管理料はもちろん払っているわけなんだけど、あけぼの山農業公園もそうですけど、休業中、休園中に仕事の量が減って、例えば週のうち3日でもいいよと、出勤は。残りの3日は、あるいは2日は自宅待機というふうな扱いになっていたときに、私が最初の質問で通常どおりと言うのは、去年の3月、4月、5月と同じように給料が支払われたかということなんです。

○公園管理課長 事業者さんのほうから、今委員おっしゃられたように、例えば週のうち5日間、本来であれば勤務しなきゃいけないところを例えば半分だったりとか3分の1だったりという出勤体系で今いますという話は聞いておりました。それに伴って、給与のほう例えば6割が支払われるのか7割なのかとかいうのは会社さんのほうの給料事情だと思いますので、そこについての補償とかという形では、現在のところはまだそこまで考えておりません。以上です。

○農政課長 農政課のほうも、昨年度と比較して労働賃金のほうは先ほど申し上げ

たとおり支払っているということでありまして、先ほど委員おっしゃるように例えば週5日來るところ3日だとか、いろいろ人のやり取りというのはその中で調整しているということは聞いてはいるんですけど、基本的にその分、開園する直前、緊急事態宣言がいよいよ終了して開園すると、解除するというときに、その分というのもおかしいですけども、仕事の内容的にはバランスは取れているというふうに確認しております。以上です。

○平野 今問題になっているのは、例えば週5日のところを3日間、あるいは週1日という出勤した日、この出勤した日については給与は通常どおり払われると思うんです。休業というか、自宅待機というときに、それが雇用調整助成金の制度で例えば6割、実際は9割まで引き上げられたんですかね。上限も引き上げられましたけれども、これがきちんと支払われているかということなんです。その払った分については、それぞれの業者が雇用調整助成金の手続をすればいいわけなんですけれども、そういうことがきちんと行われているかということ、労働者の減収になっていないかということなんですけど、どうでしょうか。

○公園管理課長 その辺につきましては、追って事業者さんのほうにきちんと追跡調査というか確認をして、分かり次第また御報告させていただきます。以上です。

○農政課長 農政課のほうも、基本的に冒頭申し上げたように、労働賃金のほうは全て支払っているというふうには解除後にちょっと確認はしておりますが、細かいことについては確認をして、また後ほど報告させていただきたいと思っております。以上です。

○平野 当委員会所管分の施設についてはそういうことなんですけど、大きいのはスポーツ施設とか、そのほかこの委員会以外のところですけど、市民文化会館、アミューゼ柏、パレット柏ってありますけれども、ですから副市長、今当委員会所管分については詳細について調べて報告するというところだったんですけど、指定管理者制度を取り入れているところについては、そこで働く人たちの賃金が通常どおり払われているか、減収になっていないかということはほかのところも含めて点検する必要があると思うんです。今回の議案というか、この補正予算の中身は指定管理者の減収分についての損失補償ということですけども、指定管理者には損失を補償するけども、そこで働いている特に非正規の労働者、正社員ならば通常払われているだろうと思うんですけども、非正規の労働者について協定どおりに賃金が払われているかということは全体として確認していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○副市長 今委員おっしゃっているように、利用料金とかで減額にならないような形で補填をするということで、会社が困窮しないように補填したわけですので、それが実際会社の中でどのように反映されるかということで、市としてどこまでその調査権限が及ぶかどうか、ちょっとそれは確認しながら検討してみます。以上です。

○平野 今回のこの問題というのは、大変いろんな問題を引き起こしていて、例え

ば今大きな問題になっているのは認可保育園なんですよ。保育園なんかでも、臨時や非常勤の保育士を自宅待機にして、まず年休で休みなさい、そういうことがやられていて、この雇用調整助成金の申請がされていない。認可保育園というのは、指定管理者も同じですけども、市から運営費の補助金がちゃんと出ているわけですよ。ですから、休園中利用者が少なくてもその収入は確保されているわけですから、そこで働いている人たちの給料がカットされるということはあってはならないわけなので、これは本委員会所管分だけじゃなくて、全体としてそうやって今回の新型コロナのことで減収になっているところ、あるいは市から補助金が出ているところ、そういったところは労働者の賃金がどうなったか、きちんと払われているかということは総点検する必要があると思いますので、どうぞよろしく願います。

○次長兼情報・業務改善課長 今委員がおっしゃられているところにつきましては、私どもも心配しているところをごさいます、その中で私ども指定管理者制度のモニタリング指針というものを作成しております、その中で労働条件のチェックリストというものを各事業者さんからいただいております。それとはまた別なんです、1年度につきましては1つの施設を対象にしまして社会保険労務士による審査も行っておりますので、こういった中からそういった御心配のところ、法律に違反していないかとか、就業規則の変更が安易にされていないかだとか、そういったことを確認していきたいと思っております。以上です。

○林 柏駅東口エスカレーター・エレベーターの監視室の移設についてお聞きします。当初予算ではなく補正で計上された経緯について、まずお示ください。

○道路保全課長 まず、今回東口のエスカレーター及びエレベーターの監視業務につきましては、旧そごう柏店1階にあります防災センター内に柏市所有の監視機器等を設置し、東口でありますけれども、スクランブル交差点側、サンサン通り側のエスカレーター上下2基、計4基並びにダブルデッキからのエレベーター1基の監視業務を実施しているものでございます。この防災センターを管理しております株式会社スカイプラザ柏より今年2月上旬に、防災センターを11月末までにスカイプラザ1階に移転する計画、移転することとなったため、柏市所有の監視機器の移設をお願いしたいという依頼がございました。既に予算の時期につきましては、来年度の予算要求時の手続も終わっていたことから、急遽ではございますけれども、今回6月補正にして移設工事の計上をさせていただいたものでございます。以上でございます。

○林 旧そごうの建物の今後の運用について、何か動きなどの情報は入っていますか。

○道路保全課長 旧そごうの建物本体につきましては、そういう情報というのは一切お聞きしておりません。以上でございます。

○林 今回の移設によって、監視体制についても何か変わるなどの変更はありますか。

○道路保全課長 今までエレベーターとか監視業務、それを継続して引き続き24時間体制で監視等を行ってまいりましたので、内容的には変更はございません。以上でございます。

○林 それでは、緑地保全の推進について伺います。今回森林環境譲与税基金を活用して緑の基本計画における特別緑地保全地区7か所の実態調査を行うということなのですが、これについても当初予算ではなく補正で計上された経緯をまずお示しくください。

○公園緑政課長 昨年の9月定例会におきまして森林環境譲与税基金の創設に御承認いただきましたが、その後の予定としまして市内での検討会議ですとか環境審議会での審議等があり、今年度の財政課との予算のヒアリングに間に合わなかったため、補正として予算を計上したところでございます。以上です。

○林 それでは、今回その実態調査を基に今後適切な間伐等を行って緑地の保全を図るということで聞いているんですけれど、その全体のスケジュールについてお示しくください。

○公園緑政課長 この補正予算を御承認いただいた後すぐに緑地の調査の委託を提出しまして、その後各7か所の現地調査を今年度いっぱいかけて実施する予定でございます。以上です。

○林 間伐等の作業を行っていくと思うんですけれど、それについても森林環境譲与税基金を活用する見込みでしょうか。

○公園緑政課長 森林環境譲与税を充てていきたいと考えております。以上です。

○林 この特別緑地保全地区というのをちょっと調べてみたんですけれど、これに指定されると相続税の評価が8割減とかいろいろメリットがあると思います。市への買取り要請も行うことができ、2,000万円の所得控除も受けられるということで聞いています。この今指定されている7か所なんですけれども、そのうちの4か所がここ3年ほどの間で指定されているんですけれども、近年この特別緑地保全地区の指定に力を入れてきているということなんですか。

○公園緑政課長 委員今おっしゃったとおり、この特別緑地保全地区の制度に加えて地上権の設定というのを行っております。これは、特別緑地保全地区のままですと、将来地権者の方から買取り請求が出された場合に市のほうは買い取らなければいけないという制度でございまして、それを防止するために、樹木ですとか工作物に地上権を設定して、その買取りを拒否できるような制度をプラスして地権者の方に理解を得ていただいております。その結果買取りの心配がなくなったということから、近年特別緑地保全地区の指定が増えてきているというところでございます。以上です。

○林 つまり制度自体は昔からあったけれど、これまで市が買い取らなきゃいけないという心配があったためになかなか増やしてこれなかったということなんですか。

○公園緑政課長 委員おっしゃるとおりでございます。以上です。

○林 そうなると、例えば所有者が相続等で変わった場合なんですけれど、所有者

の方がお金を必要としていた場合は売られてしまうような心配がまた出てきてしまうんじゃないかと思うんですけれど、いかがですか。

○公園緑政課長 その場合、買取りを拒否できる権利が市にありますので、何が何でも買い取ってくれと言われてもちゃんと制度上拒否ができるということになっております。以上です。

○林 私が聞いているのは、市が買い取らなきゃいけない心配ではなくて、宅地開発の事業者とかに買い取られてしまっって結局緑がなくなってしまうほうの心配をしているんですけれど、いかがですか。

○公園緑政課長 その場合、事業者さんから開発の申請が上がってきた場合でも地上権を設定しておりますので、その開発を拒否できるということでございます。したがって、緑のまま残せるということです。以上です。

○林 分かりました。今ほかに指定を検討している場所というのはあるんですか。

○公園緑政課長 今年度1か所新規の指定と、もう一か所特別緑地保全地区の拡張を予定しております。以上です。

○林 分かりました。それでは、今後も有効な緑地保全策としてぜひ進めていただければと思います。補正については以上です。

○末永 先ほど平野委員が言った農地の関係、あなた方は役所だから、積算根拠に基づいて払うんじゃないの。例えば指定管理料が損失が出たというのは、アバウトに計算して二十何万とか200万とか出しているのか。違うでしょう。一人一人の積算根拠に基づいて、どこに損失が起きたか、科学的根拠に基づいて税金を払うんじゃないでしょうか。そういう根拠に基づいたことをされているんでしょうか。積算根拠をどういうふうにしたのか、ちょっと出していただきたいんですけど、個々の幾ら幾ら払ったというのを、誰に幾ら払ったのかというのを。事業者に払うのは、それは分からんことはないよ。だけど、事業者はあくまでも指定管理者、株式会社か何かですよ。となれば、当然そこは経営上の問題で会社のものとして幾ら幾ら請求しますとなるだろうけど、今回のコロナの問題は特に働く人たちが影響を受ける。しかも、こういう指定管理で働く人は大体、80%は言い過ぎかもしれんけど、パート、アルバイトですよ。違いますか。派遣ですよ。ほとんど派遣ですよ。例えばリフレッシュプラザなんていうのは99%派遣ですよ。あのコロナうつった人も派遣だよ。だから、ほとんど派遣で来ている人たち、実態なわけですが、そういう実態、根拠に基づいて、何か聞いていると、先ほど答弁しゃあしゃあとやってたけど、全く何か訳分からんようなこと言っていたけども、積算根拠をきちんと明確に出してほしいんです。役所は、積算根拠に基づいて仕事しているんじゃないでしょうか。民間と違うんですよ。民間は、利益を算定して、もうかるかもうからないかでやっているんですよ。だけど、役所の場合はどこにどうなったか、損失が落ちたかという積算根拠に基づいてやっているの、その積算根拠を出していただきたいのと、これ回答していただきたいんですけど、できますか。単価が幾らでどうしたというやつ、出せますか。

○委員長 今すぐ出せなければ後で。

○末永 そういう委員会をしないでいただきたいんですよ。委員会というのは、議会でチェック機関だから、我々は。そこできちんとしたこと、ちゃんとかうしなさいよ、そういうものを事前に出してきて、そしてこうしましたと。これが一般的な社会通念上幾らですと、労賃の場合は千葉県の最低賃金にプラスアルファこれだけしましたということをしなきゃいけませんよね。そういうもの、きちんとしたものを委員会に出してほしい。何かぐずぐずでどうにもならないようなことをしないでいただきたい。きちんとそういう根拠に基づいたことをやっていただきたいと思うんですけど、後ほどでいいですから、出せないんじゃないから、出してください。

それから、あけぼの山農業公園のチューリップを刈りましたよね。これは指定管理だから、ここには載っていないのかな。入っているの。これは余談かもしれんけど、あれについても市と十分協議するなら、朝方だか夕方、夜遅くか知らんけど、トラクターでうなるんじゃないなくて、本来なら佐倉市のように頭を草刈り機で刈って花だけを刈れば、チューリップの球根というのは大きくなるわけですよ、植物の保全という意味では。そういうことを、具体的にきちんとしたことをして、そのチューリップについては小中学校とか障害者のところにあげますと言って、昔はあげますと言ったところがあげる前の日に来ちゃって大騒ぎしちゃって、みんな盗みに来たわけですよ。そういうことがないように監視つきで、障害者団体とかいろんなどころにきちんと連絡して、そこにチューリップの球根を大きくしてそれを活用してもらおうとか、あらゆることをやっぱり工夫したところをやらなきゃいけないんじゃないかと思うんですよ。全くそんなこと考えないでトラクターでうなったんですよ。それも朝方、朝4時か5時頃行ったときは、犬の散歩行ったらやっていたよと言う人もいるけど、夕方からやっていたというのもあるんだね。だから、そういうことがないようにもっと指定管理するんだったら連絡を密にしたと思うんです、ここを管理しているところは。どこか分からんけども。そういうことをしなきゃいけない。ただ、あの場所はコロナで集中したから、近くいる人は分からんかもしれんけど、車が動けないほど車が来て、それも他府県から来て大騒ぎになったんですけども、人が多くて、安全対策するのはいいことだけど、閉鎖したらいいじゃないかと。閉鎖なんかできっこないよね、あんなどころ。何か閉鎖したらいいとか言う人もいたけど、閉鎖なんかできない。地理を知らない人が何言っているんだと思ったけど、やっぱり安全対策はしなきゃいけないから、ああいう場合は近隣の人とか指定管理者や、あるいは地域の町会の皆さんに聞くとかいろんなことをして、そして対処していただきたいと思うんですが、そういう対策されたんでしょうか。

○農政課長 チューリップの刈取りは、基本的に前から現場等で周知をしております、今委員さんお話ありましたその佐倉のチューリップ公園の件もうちのほうがか刈り取るその前の週にやっております、その原因もうちと同じなんですけど、周知等をやっておりますけども、どんどん人が集まって、ほかの施設、公園とか閉鎖に

なれば、ちょうどこれ5月の連休前ですから、閉鎖になればなるほど週ごとに人が集まってくるという現象で、もうどうにもならない状況だということで、やむを得ずうちのほうも刈取りといったことになったということで決断しました。もうちょっと順番を追ってやったらいいんじゃないかというお話なんですけども、私どももこのチューリップ公園、もう10月ぐらいから球根とかいろいろ整備をやっているものですから、なるべくこのまま皆さんに見に来ていただきたいというところは思っていたんですけども、先ほど申し上げたとおり、本当にトラブルが起きるぐらいまでになってしまいましたので、やむを得ず、朝方なんですけども、刈取りをしたということでございます。また、これについてはうちのほうにも様々な電話が入っていきまして、何でやっているんだとかいう問合せも相当お電話いただきました。やむを得ず安全上ということで刈取りをしたということでございます。小学校とか球根については、例年どおり取れておりますので、例年どおりお配りするという予定でございます。以上です。

○末永 そんなこと聞いていないんだよ、課長さん。あそこは、富勢東小だとか西小もやっているのかな。富勢東小の子供たちが植えているんですよ、一部。地域で参加して、NPO法人だとかいろいろ人が参加したりして植えていろいろ工夫しているんです。私は、そういうところも連絡取って、草刈り機で上をがあと刈れば花だけ刈れるんです。あそこはトラクターでうなったんです。うなるって分かるか。トラクターで耕したんですよ。だから、球根もばらばらになるわけですよ。肥料になるからいいと言うかもしれないけども、もうちょっと配慮しながら、危険だから刈り取りますというんだったら、花びらだけを草刈り機で刈り取る。大した時間かからないよね。あれ3人でやれば、大体1時間あれば十分刈れますよ、刈る気になったらね。私も草刈りやっているから分かりますけど、十分できるから、そういうことを工夫して、先のことも考えて危険性があるからやりましたということで、あそこに掲示板かけてやるとかいうことをした上で、ちゃんとした上で、そういうところの損失が出たので、算定して補正で組んで出しますよとかいうんだったら分かるんですよ。何も分からないで何かアバウトに税金を投げるかのように積算根拠も明らかにしないでやっているのはいかなものかと私は思うんです。そういうことがないようにお願いしたいと思います。この件については、先ほど聞いていて、平野さんが言っているのに私が脇から言うわけにいかんから言ったけど、全く心得ていない。何だかこの数字をまやかしの、広島某議員が金配ったような金額とあまり変わらないようなことを配るとかいうことをしないでいただきたい、税金なんだから。あれも税金だよ、1億5,000万、何だかいろいろ言う人いるけども。だから、そういうことをきちんと積算根拠に基づいてきちんと公平かつ中立性のあるもので税金を使うというふうにしていただきたいと思います。

次の案件ですけども、市場の建て替えですか。

○委員長 まだそこは行っていません。補正だけです。

○末永 補正だけなの。それじゃ、それだけでいいです。

○上橋 チューリップの球根について伺いますが、あけぼの山農業公園で最初にチューリップを植えたときに球根を差し上げますと言ったら、物すごい人が来て混乱したということがあったんだけど、球根は植えれば花が咲くわけでしょう。基本的に毎年植えられる球根というのは、どこか球根を栽培している産地から球根を買ってきて植えているんですか。

○農政課長 球根は栽培しているのかどうかという御質問だと思いますけど、あけぼの山のチューリップエリアに植える球根については、前年度の球根が刈り取ったときにできる球根がございます。それを活用して使っています。若干あれが足りないものですから、そこは購入しているということがございます。今回は、ピークよりも若干、ピークは過ぎているんですけども、早めに刈り取っていますから、球根が十分成長しないんじゃないかということでしたけれども、刈り取ったときに球根については、花の部分とその茎の部分の上で土の部分から上を刈り取りましたので、少し成長はそこからして、例年と比べればやはり小さいんですけども、数は、若干小さいんですけど、球根は取れております。以上です。

○上橋 それをできるだけ残して、また来年もこのチューリップ畑に植えるということとはなさらなかったんだけど、やっぱりきれいな花が咲かないだろうという判断をされたわけですか、チューリップがきれいなものにならないということ。

○農政課長 きれいなものにならないんじゃないかということですけども、基本的に例年、大分前も小さい球根ができたときはあったんですけども、そのときも花自体は、大きい、小さいは多少あるんですけども、色とか色の種類は同じように咲いているということが確認されています。来年も今年取れた刈り取った部分の球根を使って、もしくは若干買い増しする予定ですけども、基本的には同じような花と色も種類も来年咲かせたいということで、10月ぐらいから私ども準備に入りたいというふうに考えております。以上です。

○上橋 チューリップ畑をうねって球根を潰してしまった面積ですけど、大きくないわけですね。広くないわけですね。何か全部うねってしまったと聞くと全部潰してしまったという具合に思っていたんですけど、そうではなくうねった箇所というのはそんなに広くはないということですか。

○農政課長 うねったというか、土の上の部分トラクターで刈り取っているというやり方をしています。なので、しばらくは茎の上の部分とその下にできるこの球根、そこら辺はしばらく土の中に養生している期間は若干しております。その後、次の準備もございますから、そこはなるべく球根を成長させるような感じ、花は切り取っていますけども、その部分は土の中に残して、全部土の球根の深くまでを耕運機等々で全部ごちゃごちゃにしているとか、そういうものではございません。以上です。

○委員長 ほかに質疑ございますか。――なければ、質疑を終結いたします。

○委員長 議案第14号、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第14号当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 それでは、議案第2区分、議案第8号、工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○上橋 お尋ねいたします。これは、いただいたこの議案書の第2集ですと広島建設だけになっていますが、最初から広島建設が1回、2回、3回やっているんですか。広島建設だけだったんでしょうか。

○契約課長 こちらについては、事前申請、事前審査型のものでございまして、申請の段階からこの1JVのみでございまして。以上です。

○上橋 それで、1回、2回、3回と律儀に1,000万円ずつ落としてくださっているんですけど、これは別に落とさなくても、8億2,000万円で契約金額とすることも可能だったわけですか。

○契約課長 こちらにつきましては、予定価格が税抜きで8億930万円ですので、予定価格以下の応札額でないと落札決定に至りません。以上です。

○上橋 だから、広島建設はそこまで持っていくために1回、2回、3回で入れたと、こういうことですね。

○契約課長 3回目で予定価格を下回る応札となったということでございまして。以上です。

○林 それではまず、立体駐車場の建設予定地について伺います。議案審議のために現地を見学させていただきまして、ありがとうございます。まず、この立体駐車場の建設予定の場所なんですけれど、この場所に決めた経緯についてお示しいただけますか。

○公設市場副参事 この場所というのが一番敷地として空いておりまして、この場所が、立体駐車場の大きさを考えますと最適地であるというふうに判断いたしました。

○林 既に倉庫に転用されているバナナ発酵施設を残して、この建物を避けるような形の設計になっているんですけど、このような設計に至った経緯をお示しいただけますか。

○公設市場副参事 どうしてもバナナ棟という倉庫がありますので、敷地としては真四角でない、あまりよくない形ではありますけども、まだバナナ倉庫棟というの

を今後もしばらくは使用するという計画がございまして、バナナ棟を壊して建物を造るという方法もあったんですけども、場内の事業者の方からバナナ棟をしばらく存続していただきたいという要望がありましたので、バナナ棟を避けてこの場所に造るという形になりました。

○林 それでは、1階に設けられる青果荷さばき所なんですけれども、この青果棟との位置関係が使いやすいものになっているかどうか、確認をお願いします。

○公設市場副参事 青果棟から1つ橋を歩いていくんですけども、青果棟の業者から見れば真っすぐ橋を歩いてこの場所に到達できるということで、使い勝手としては全く問題ないというふうに考えております。

○林 それでは、工事について伺います。私たちは、公契約条例を制定して下請の労働者の最低賃金の価格を保障するべきともう何年も求めているんですけど、今回の建築工事については下請は何次までになるのか、把握していますか。

○公設市場副参事 まだ仮契約の段階で、元請の建設業者さんとはまだお話をしておりませんので、何次まで下請が行くかというのは全く分からない状況です。

○林 今回中央体育館改修の建築工事の議案も出ていて、ここの下請業者の労働条件について状況確認調査報告書を提出させてチェックするというふうにこの前市民環境委員会の中で答弁がされていたんですけど、この立体駐車証の建設工事についてはこのようなことを検討されていますか。

○契約課長 さきの委員会で総務部技術管理課のほうで調査票を配布するというような答弁があったことは記憶しております。同じような事例になるのではなかろうかと考えております。以上です。

○林 それでは、同じように下請の業者の方の労働条件についてもある程度報告書でチェックされると思ってよろしいんですね。

○契約課長 そのようになるのではないかと考えております。以上です。

○林 ぜひここはしっかりチェックしていただきたいと思います。それでは、入札状況について伺います。やはり私も1者のみの入札になっている状況というのは金額を抑えるという面ではあまり好ましくないのかなと思っています。本会議で電子入札であることから正当性とか競争性が保たれているという答弁がありました。これに関しては、私も特に疑問とか異論とかはないんですけど、やはり複数の事業者による参加を促して公費負担を抑える努力、今回のように広島建設1者だけで3回までやるというのだと予定価格ぎりぎりまでにしか抑えられませんので、ここをやはり公費負担を抑えるという努力は入札のところの工夫でやっていく必要があるのではないかなと思うんですけど、この辺りの認識についてお示してください。

○契約課長 こちらについては、発注の前に入札参加条件をどのように設定するかという点におきまして、JV、構成企業と、親と子なんですけども、親のほうを県内に拡大して、より多くの方が入札に参加できるような仕組みを取ったところとございます。以上です。

○林 分かりました。それでは、今回立体駐車場を建設することによって場外の駐

車場について運用が変わると思いますので、そこについて質問いたします。現在場外に10か所の民間用地を借り上げて場内も合わせて700台分の業務用駐車場を貸し出しているとお聞きしています。今回立体駐車場ができることによって、場外の民間用地10か所のうち4か所、219台分を返却するというふうに聞いています。この借り賃が3,320万円ということで、ここがなくなるというのはとても大きいことだと思うんです。ただ、今回造る立体駐車場の駐車できる台数の数が285で、返却するところが219なので、純粋に増える分が66台分しかなくて、建設予定に既にある駐車場があるので、そんなに増えないんじゃないかなと思うんです。お客様用駐車場を整備するみたいなこともおっしゃっていたので、実際この増減のところをどのように考えているのか、お示してください。

○公設市場長 台数につきましては、現状遠方に借りているところが200台、あと今現状の敷地のほうが100台ということで、300台ぐらいあれば足りるということで、実際今回立体駐車場ができることにより、一部平面駐車にしてあるところのお客様駐車場が空くということで、十分堪えられるのかなというふうに考えております。以上です。

○林 じゃ、それを考えても足りるということなんですね。分かりました。駐車場の利用料金について伺いたいと思います。市場関係者の駐車場は現在月ぎめで2,750円ということなんですけれども、条例上は5,500円まで上げることが可能で、今後は値上げも検討していると聞いています。駐車場の料金を変える場合なんですけれど、これは市が定めている受益者負担の適正化基準の考え方が取り入れられるんでしょうか。

○公設市場長 今委員のほうで示したとおり、条例のほうでは金額の範囲内で規則で定めると、こういうことになっております。条例ではですが、5,500円となっておりますが、現状は2,750円ということになっております。受益者負担の考え方なんですけれども、そもそも市が業者さんに対する駐車場を設けるべきかどうかというところもあります。業者さんの駐車場につきましては、最低でもある程度は必要なのかなとは考えていますけれども、一般のお客様、買受人についてはお金は取っておりませんので、受益者負担の考え方と、あと業者さんとの協議により、今回10億円程度の施設建設費がかかっておりますので、段階的に条例まで上げていきたいなというふうには考えております。以上です。

○林 条例まで段階的に上げるのは分かるんですけれど、受益者負担という考え方は結局取り入れるのか取り入れないのか、取り入れるんだったら何%に設定するかとか、その辺りをお聞きしたいんですけれど。

○公設市場長 それにつきましては、ちょっと企画部とも相談なんですけれども、今回選択性による分類と市場性による分類ということで受益者負担の考え方が変わります。この3つの組み合わせによって0、25、50、75、100という形になりますが、公設市場の業者さんの駐車場がどこにぴったり当てはまるかというのと、なかなか難しい問題がございます。公設市場自体は24時間営業しておりますので、いつ業者さ

んが来るかというのと、柏の葉には近いですが、公共交通機関がなかったり、バスがうまく動いていなかったりということで、ある程度の駐車場は市のほうで確保しなきゃいけないのかなというふうには考えているんですけども、うちのほうでお金を取っている駐車場につきましては、業者さんの、従業員の方の駐車場ということで、ある程度民間の会社さんの普通の通勤の駐車場ということで、どこまで取るべきかというのは今後ちょっと協議していきたいと思っております。以上です。

○林 公設市場の存在意義とか、あと市場関係者にとって駐車場はやはり業務を続ける上でどうしても必要不可欠なところですから、この負担率についてはなるべく低く設定していただきたいと思っております。駐車場の利便性によって利用料金に差を設けるといことも検討されているというふうには聞いているんですけど、具体的に例えば立体駐車場の上のほうは高くするとか、場外は少し安くするとか、そのように検討されているんでしょうか。

○公設市場長 利用料金のほうが今現在は2,750円で、場外も場内も一緒になります。今回立体駐車場を設けまして、2階、3階、屋上、あと場外、市場内という形でいろいろ区分が分かりますので、どこまで細かく分類するかはこれからになりますが、少なくとも場外にある少し不便な駐車場につきましては少し料金を下げるとか、下げるといよりは、そちらについては据置きするとか、逆に場内の駐車場については平面であっても利用料金を上げるとか、そのような形で均衡が図られるように調整していきたいと思っております。以上です。

○林 場外の駐車場が一番遠くて、駅のほうに近かったところは今回をもって返却するような予定になっているということなので、あと残っているというのは割と市場の周りに位置しているようなものでしょうか。

○公設市場長 残るほうの駐車場につきましては、場外のほうで6か所あるんですけども、まだ16号線をまたいだ向こう側にも1か所ございます。あとほかのところにつきましては、場内に隣接しているような、場内ではないですけども、比較的近い駐車場でございます。以上です。

○林 公平性が保てるようにしていただければと思います。それでは、市場内の交通状況について伺いたいんですけど、立体駐車場の建設とともに平置きの駐車場についても場所を整理するようなことは検討されているんでしょうか。

○公設市場長 今回柏の葉のほうの駐車場がなくなるということで、大型車のほうが少し場内にも入れなきゃいけないということで、平面駐車場のほうの配置につきましても今後検討していきたいと考えております。以上です。

○林 市場は平日でも一般市民の方が割といるなという印象を私は持ったので、駐車場については分かりやすくしていただきたいなと思っております。お客様用駐車場の整備について議案説明資料で触れられてはいますが、これについて何か具体的に検討されていることはありますか。

○公設市場長 お客様駐車場というような名称でうちのほうで説明はしているんですけども、先ほどちょっと委員のほうからおっしゃいましたように、市内の一般の

市民の方が基本的に買いに来る施設ではないと。月に1回お客様感謝デーというのはやっていますが、基本的には市内の飲食店とか普通の業でやっている方が買いに来ている駐車場ということで考えておりますので、お客様駐車場を買受人の方の利便性の一番真ん中のいいところに配置をするということで考えております。以上です。

○林 現在は駐車場がかなり混み合っているということなのですが、これまで場内で接触事故などはありませんでしたか。

○公設市場副参事 たまにやはり駐車している同士の衝突とか事故の報告が上がっております。

○林 場内の制限速度は10キロというふうに伺っているんですけど、全て10キロですか。

○公設市場長 場内のほうは一応そういう形になっておるんですけども、場内が皆さん業者さんというか、皆さん毎日利用している方なので、制限速度のほうは守られていないというか、自由な形で作業の効率化を考えて運営しているところです。以上です。

○林 制限速度があってもあまり守られていないというのは、ちょっといかがなものかと思えます。駐車場の整備と併せて、事故がないように安全第一で、一からやはり検討し直すことが必要なのかなと思えます。よろしく願いいたします。再整備計画の全般について伺いたいんですけど、この市場の再整備計画、2018年度に策定されていますが、全体の進捗状況はどのように見えていますか。

○公設市場長 全体の市場整備計画につきましては、もう少し、あと10年近く計画にはなっているとは思いますが、今年立体駐車場の整備、来年、再来年ということでは、水産棟の建て替えというのを予定しておりましたが、若干計画のほうは遅れてきているのかなというふうに認識しております。以上です。

○林 今回の立体駐車場建設工事も含めてなんですけれど、この再整備計画について審議会等ではどのような意見が出ていますか。

○公設市場副参事 審議会等で再整備計画についても諮っておりますが、専門家の大学の先生の方に御意見をいただきますけれども、やはりこれからの時代は施設の低温化、高度化の施設を図ってくださというふうな指導を受けておまして、この整備計画のとおりに進めていくことが正しいというふうに認められております。以上です。

○林 ホームページにある公設総合地方卸売市場運営審議会の議事録というのは、今最新が2019年3月のものになっているんですけども、それ以降に審議会は開かれていますか。

○公設市場長 2019年3月ですので、この間条例改正の形で審議して以降は、コロナの影響もありまして、審議会は開催しておりません。以上です。

○契約課長 先ほどの下請への調査の答弁について若干補足をさせていただきます。中央体育館の特例措置に伴う変更契約なんですけど、設計労務単価の変更があり、特

例措置の対象となり、変更契約を締結した案件について調査をするといったものでございます。なので、この案件がそのような対象となった場合に調査対象となるというものでございます。以上です。

○林 それでは、その賃金の変更がなければ、この下請の業者さんの末端の労働者の方の労働状況については全く報告書も必要がないということなんですか。

○契約課長 現時点では、総務部技術管理課でそのような実態調査は全くしておりません。今後特例措置とあって、労務単価の変更で賃金が上がった分どのように支払われているのかというのを調査するというように聞いております。なお、契約課では別途低入札価格調査対象案件につきましては、1次受け、2次受け、3次受け等々にしわ寄せがなかったかというような調査をしております。以上です。

○林 低入札のものだけではなく、ぜひ市が出している全ての工事の末端の労働者の方がどのような労働条件で働いているのかというところは市として見ていただきたいと思います。これは意見です。

○末永 この工事請負契約ですけども、契約課の課長が来ていますから、聞きますけど、私は本会議でも1者だけはやめるべきだと。少なくとも競争性入札というならば数者、3者以上が入札をすべきだというふうにずっと主張しているんですけども、この1社しか入札しないということは何か原因があるんでしょうか。

○契約課長 正確には分かりかねます。ただし、発注時期とか、受注業者が持っている手持ち工事とか、配置する予定者、技術予定者はどれだけ余裕があるとか、いろいろな状況があるのかなとは思っています。なお、本案件も代表企業は県内まで拡大して入札をしております。以上です。

○末永 そうしますと、これ一般競争入札ですよ。

○委員長 制限付一般競争入札。

○末永 制限付一般競争入札、本社がどこにあるとか、制限というのは、主な制限は何でしょうか。

○契約課長 例えばですが、先ほど申し上げた代表企業は本店県内、構成企業は本店市内、あと代表企業は、総合評定値、点数がつくんですけども、900点以上、構成企業は700点以上等々の制約がございます。以上です。

○末永 契約課長が来ているので、あれですけど、この間ずっと1者か2者、そして1者が辞退して1者になっていく、そして北海道で同じような案件で官製談合と言われた。金額を上100%以上に上げておいて、120%に上げて、次は110%、そして100%、そして97%ぐらいで入札をする、それを誘導するかのように入札して、北海道で官製談合ってありましたよね。それと全く同じことを柏でもやっているというふうに見受けられるんですよ。だから、この制限を例えば指名競争入札、幾つかに指名をして、そこで入札しなさいというふうにしたらいかがですか。そういうことはしないんですか。

○契約課長 その談合対策、官製談合も含めてですけども、柏市としては、予定価格を事後公表にしたり、電子入札を導入したり、また指名競争入札というのは、指

名する側、こちら側、市のほうに大きな裁量が働きますので、工事は指名競争入札は今ではゼロで、全て一般競争入札、そのような制度変更を重ねてきております。以上です。

○末永 私も指名競争にすれば全ていいとは思っていないんですよ。しかし、1者しか応募しないのでは、これは市が1者しか指名していないと同じでしょう。だから、数者で競わせるような入札制度、できないんだったら、1者の場合は失格、もうこれ1者ではやりませんと。何者以上でないといけませんというふうにすればいいわけでしょう。これ1件、2件じゃありませんよね。ここのところずっとありませんか、そういう案件が、1者で入札しているという状況が。

○契約課長 30年度の一般競争入札の工事における全239件中、20%の49件が1者入札となっております。

○末永 それは、大きな工事ばかりがそうですよね。小さい工事もそうですか。小さい工事ではあまりありませんよね、随意契約は別にして。

○契約課長 今申し上げました30年度の全239件は、契約課で取り扱う130万円以上の案件でございます。以上です。

○末永 だから、議案で出てくる5,000万円、1億円以上だという金額になってくると1者しかしていない。これは、競争性のある入札とは言い難いんですよ。だから、これは何らかの形で改めて数者が入札できる制度に変えるべきだと思います。そういう検討をされているんでしょうか。していないんでしょうか。同じメンバーがずっと出てきますね、同じようなところが。それしかないんだったら別なんだけど、全部こういう金額で、こういうことで第1回目は120%か130%、だんだん下げてきて最後には97%というふうにしていますよね。だから、もうこういう1者しかなくて、1回、2回やったらもう失格というふうにしたらどうですか。

○契約課長 現在に至るまでに、指名競争を一般競争入札にしたり、いろいろな変更を重ねてきたところがございます。1者応札を不可とするという考え方は、市によって持っています。ただ、そちらの場合は、基本的に予定価格を事前公表にしているところは1者応札を不可と、失格としているという事例がございます。柏市は事後公表ですし、あと指名競争入札の導入なんですけども、結果業者は辞退ができます。そうすると、その指名競争入札でも1者応札ということが生じかねます。ですので、1者応札を全て不可とすると、また公告または指名が後ろ後ろとなって工期の遅延が生じる等々の事情を鑑みまして、1者応札を有効としているところがございます。以上です。

○末永 それが柏市の場合はもう通常になっているんですよ。だから、こういう入札は競争性がないから、やめるべきだと思います。この金額が合わないというのは、いずれもこの一、二年の間の入札はいずれも3回やっていますよね。1者入札を3回以上、3回目でやっとまとまるという入札をしていますね。そうしますと、これはもう明らかに官製談合に近いと言っても私は言い過ぎでないと思いますよ。だから、こういう入札はやめるべきである。だから、あらゆることを考えて、1者入札

は中止する。中止して、教者でやってくださいと。それでもそれはあるかもしれませんが、辞退が。辞退があった場合は、辞退した場合については何らかのペナルティーがあるようなことをすればいいんじゃないですか。あるいは、ペナルティーというのは全国に広げるとか。市内業者育成とはいうものの、市内業者育成になっていませんよね、これ見ると。裏の事情、いろんないわさだとか、いろんなことも知っているから言っているんですけど、契約課長、もうちょっと緊張感を持って入札をちゃんとしっかりやっていただきたい。こういう入札の仕方は、これはもう税金の無駄遣いに等しい。これだけじゃありませんよね。どこに原因あるか分かりませんが、この金額8億幾らって出ました。今度すぐ追加工事やりますよね、いつも。今回もずっとやっていますよね。南部近隣センターもそうだった。教育会館もそうだ。土小も今度9月議会を出すそうですね、追加工事を。アスベストがどうのこうのって言いながら。これは、設計コンサルが悪いのか、あるいは柏市の技術者がいないのか、あるいはその設計のものがおかしいのか、どこに原因があるか分かりませんが、そこら辺をきちんと究明した上で、入札の金額が上から合わなかったらずっと抑えてきて100%近いところで入札しました、それが今度合わないとか何かあったからといって追加工事でまたその20%ぐらいのものを金額要求しているというのがずっと続いているじゃないですか。これは、本当に入札かどうかって分かりませんよ。市内業者育成とはいうものの、市内業者の育成がされているかといったらほとんどされていませんよね。建設業界は今大変厳しいから、自分のところで労働者を抱えられない、ほとんど。外国人労働者がいっぱい多くて、なおかつ技術も落ちている。技術者が名前だけで、元請はペーパー会社になりつつあると。ほとんど従業員が抱えられないという実態があるから、ますますこういう現象が起きるんですよ、こういう入札が。だから、抜本的にこの入札については見直しをきちんとして、やはり行政側もきちんと研究をして、その上で入札のコンサルに出しますよね。そのコンサルに対して、きちんとした技術者が積算根拠に基づいてやる。例えば今回の教育会館にアスベストが出た。アスベストについては、出た場合について幾らにしますよ、出ない場合はこのままですよというような契約にするとか、あらゆることを契約の中に盛り入れた中でちゃんとしないと、中立公正な立場でやらないと、こんないい加減で、市民から見たらこれはおかしいよと誰もが言いますよ、こんな入札の仕方したら。そういう研究をされているんでしょうか、契約課では。副市長、やっているんですか。副市長は裏を知っていますから、ちょっと教えてくださいよ。

○副市長 委員御指摘の部分の入札については、我々も危機感を持ってしまして、予定価格に達せずに何度か不調の場合に繰り返しに行う8号随契等については、基本的には早めに不調にして再度入札をやり直しするようなことも今取り入れております。ただ、なかなか改善にはつながっていない状況もありますので、いずれにしてもやはり公正公平な入札制度というのは我々としては求めなきゃいけないので、引き続きどのような方法が一番適切かどうか判断していきながらしっかりやっていきたいと思っております。以上です。

○末永 それで、入札についてはもうちょっと緊張感を持ってやっていただきたいということと、今回の案件、駐車場を造りますよね。先ほど林委員からも言っていましたけど、中途半端じゃないですか、駐車場合めて。スピードを何か守らないと言ったけど、駐車しているそのものが守らない人が多くて、この間の歴代の場長が悩みに悩んでいろんなことをやっていたんだけど、できない案件なんですよ、駐車場問題は。誰も言うこと聞かないんですよ、駐車場のあれは。お客さんなのか事業者なのか全く分からないというのが市場の常態なんですよ。だけど、それをあまりにも規制すると場長はもう袋だたきになるんですよ。これはもうずっとこの間何回も繰り返してきている。だから、値段をどうこう言っていましたけど、無料駐車場にすればいいんですよ。平面を5,000円とか1万円にして、チェックして罰金取ればいいんですよ。そうすれば誰も止めるやついませんね、無料に置きますから。そして、立体駐車場をきちんとしたもっと大きいものを造って、その駐車場を活用できるものをつける。私がずっと言っているのは、図書館を併設すべきだとずっと言っていたんです、今まで市場に。というのは、キャンパス駅からもたなか駅からもそう遠くないから。あるいは、ミニバスみたいなのを運行しながら、そうすれば市場の昼間の休んでいる間は10時から5時まで図書館が開いている。その間というのはほとんど来ないわけですよ、市場には。市場は朝早くからもう8時、9時には大体引き揚げるわけですから。そこに図書館を造って、車で来る人もいる、キャンパスとたなか駅から通う人がいればとてもいい案件だと。そういうことは私は、それはいいかどうかというのは議論がありますが、遠いとかなんとかありますが、駅から近いところでもあるし、市場そのものは、私が議員になりたての頃からずっとあそこの新線のTXについては、あの一番立地条件いいところに市場なんてとんでもないと、移転させろというのが当初の鉄道を造るときの発端だったわけです。だから、移転計画が進められたわけです。それは金かかるって今の市長が頓挫したわけですね。あそこでやろうと言うんなら、何らかの形で郊外で駐車場を活用できるという、そういうものを私は造るべきだというふうに思うんです。少子化時代になりますから、当然市場の方式も大きく変わってきますよね、これから。市場の売上げどうなっていますか。

○公設市場長 今委員のほうから各業者の売上げというお話をいただきましたけども、部門部門のほうで簡単に説明させていただくと、青果の卸のほうは、4月ですけど、前年比95.4%ということで比較的頑張っているのかなと。水産のほうは76.6%、花卉のほうについては55.5%、関連サービスについては72.3%、この簡単な数字のあれなんですけれども、伸びているところもこの中ではいらっしゃいます。やはりスーパーに卸しているところなんかは伸びている。給食だとか飲食店に卸しているところについてはやっぱり下がっているというところで、あとは各個店でいろいろな違う展開をしていて、頑張っているところもあるというところで認識しております。以上です。

○末永 青果は、松戸が来たから上がっているだけであって、松戸が来ていなかっ

たら、それは半分以下なんですよ。それから、学校給食とかなんかというのは、あそこは狭いから、移転して加工所を造ろうという発端だったんですよ。加工所を持っているところは強くて売り上げている、それは当然でしょう。だけど、そういう魚の部分は日本で加工するよりも外国で加工したものを輸入したほうが安いから、みんなそっち行っちゃうんです。このコロナで一変したわけですよ、大きく。だから、私は市場の在り方についてはもうちょっと工夫しなきゃいけないと。豊洲市場から柏の十余二に乗り込んできて、3,000円、5,000円、1万円で生マグロをドライブスルーで売ったわけですよ。飛ぶように売れたわけですよ、これが。柏の市場もそれやれと言ったんです、やるべきだと。だけど、いや、そんなことできねえよとなったそうですね。ドライブスルーで物すごく売り上げたんですよ、これは。テレビでも放映されましたよ。柏の市場には、土曜、日曜のたびに十余二に来て、一方通行でどんどん勝手に走っていくんだよ。お客さんは車運転して降りない。ただトランク開けるだけ。開けたらそれを入れて、さっと5,000円もらって、はいてやるだけです、干物と生マグロとちゃんとやって。だから、そういう時代に応じた市場の在り方も考えなきゃいけない。そうしますと、今の市場が旧態依然で、中途半端な駐車場を造って、8億もかけて造ったけども、中途半端だと。違法駐車はある、そして今の平面駐車場にはほとんど止める人がいない、これじゃ何にもなんないでしょう。そういう対策はちゃんとやられているんでしょうか。やるんでしょうか。どういふことをやるんでしょうか。

○公設市場長 駐車場のほうの不法駐車につきましては、今回立体駐車場を造る際に各卸さんとか仲卸さんから不法駐車あるよねという御指摘をいただいております。やっぱり不公平感、無断で駐車してお金払わない人がいる中、今回駐車場を造る中でも課題となっております。先ほど言いましたように、長年の懸案事項となっておりますが、今回立体駐車場の建設に当たっては、全ての従業員の方に通勤確認、何で来るのかを確認させていただいて、もし車で通勤するというのであれば必ず駐車場を使っただくと。その駐車場を使っただく際にも、例えば場外に借りて、実際に止めるのは場内に止める方、今実際現在いらっしゃいます。外ではちゃんとお金払って借りているんですけども、実際は中にちょこっと1時間ならいいかな、2時間ならいいかなと止めている業者さんもいると思います。それについては、ちょっと守衛さんとも相談しながら、ここで止まっている車についてはステッカーというか、貼らせていただいて、ここについては駄目ですよというような形で、少しずつかもしれないんですけども、努力していきたいかなと。公設市場の使用料のことについては、懸案事項と認識しておりますので、その辺については取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○末永 そういうことをしても無駄ですよ。違法駐車ばかりです。長年の歴代の市場長がやってきた。できなかった。一番いいのは、あなた県庁行ったことありますか、県庁の駐車場。ガードがあって、そこで券もらって、ぐぐっと上で止めて何番ですと。だから、あそこに入ってくるお客さんだろうが何だろうが、あなたの駐車

場は何番ですというゲートを造ってやれば一番いいですよ。簡単なんです。誰も違反駐車なんかしませんよ。あなたはどこの何番ですと言えば、そこしか止められないんだから。しかし、荷さばき所、下ろすところはどどこですと、そのセンターありますから、そこへ入れてくださいと、そうすれば簡単なんです。守衛さん等を含めてシルバーの人を使ってやれば安いし、そしてできるだけ安価な金額でやればね。違法駐車もなくなる。簡単なんです。そんなことすらもあなた方役所は何にも考えていないでしょう、長年。だから、駐車場を何のために造って、金を取るために造るんじゃないで、金を取らないことにすればいいですよ。そして、みんなが消費できる。そして、なおかつ市場を、それこそ名古屋なんかの市場もそうですね。いろんなところに今全国的に公設市場でも観光バスがトイレ休憩できるようにしていますね、そこで買物できるように。いろんな工夫しているんですよ、いろんなところで。なぜかといったら、みんな船買いしているからです、事業者が。船買って分かりますか。船1そうで買うんですよ。今は昔みたいにどこかで競って何か買うような時代じゃない。船1そう買いしているんです、今。そういう時代になっているんだから、やはり柏市も検討して、何だか偉い人かどうか知らんけど、訳分からん人たちが集まって審議会なんかやったら何にも役に立たないでしょう、私から言わせたら。庶民だとか、あるいはこの市民の中でも市場に興味のある人とかいろんな人を入れて、若い人も含めて審議すれば、いい意見が出るんですよ。そういうのを全くしていないから、だからくだらないことで税金の無駄遣いするんです、こういう形で中途半端で。誰も止める人いないと思いますよ。それは、私たちは止めませんもの。3階の一番奥に止めてこいと言われてたって、あそこしか空いていないんだったら、そこに止めるでしょう、その近くで。卵ちょっと買うだけだった場合。あるいは、魚ちょっと買うだけだった場合、ラーメン食べたいといったとき止めませんか、そこに。だから、そういう時代に即しないことをしたって駄目だと思いますよ。そういう計画をきちんとした上でちゃんとやるべきだと思います。これは、市場長はまだ4月行ったばかりだから、いろんなところ見ていないかもしれませんが、市場をあちこち私は見て歩きましたけど、富山の氷見の水産、ここは立派なもんですよ、鳥が飛んできてもいいようにちゃんと網かかっているし。柏市は巣を作っているじゃないですか、青果のところじゃ。あれじゃみんなサクランボでも何でもつつかれるでしょうよ。だから、やっぱり万全を期して、市場の機能がきちんと発揮できるようにきちんとしなかつたらいけないと思います。ぜひそこら辺やっていたきたいんですが、そういう決意はあるんでしょうか。

○**経済産業部長** 委員御指摘のとおり、やはり工夫は絶対必要だと我々思っています、まず1点目は観光バスというお話も出ました。これについては、先日千葉の国道事務所等にお伺いして、例えばですけども、道の駅化とか、そういう話も現在進めております。また、鳥の話についても、柏市場はネットをしっかりと張ってあります。以上です。

○**末永** 行って見て。鳥が来ています。だから、それを万全を期してちゃんとやっ

てくださいねと言っているんです。

○**経済産業部長** その辺もしっかり取り組んでいます。

○**末永** それで、今観光バスも言いましたけど、駐車場を造るよりも、もっと市民の人が利用しやすい、関連棟も利用できるようになったらもっと開放して、トイレなんかもきれいにして、本当に市場が市民の台所の市場であるというふうにするべきだと思います。現状を見ますと、市場の大体の売上げの市内で買うのは40%程度でしょう。ほとんどが我孫子、取手、それから守谷、昔は野田、茨城のほとんどですよ。茨城市場と言うんですよ、柏市場と言わないで。だから、そういう状況になっているんだから、これはやっぱり変えなくちゃいけないとは言わないけど、やっぱり公設市場の役割としてもっとどうすべきか、どうあるべきかということはちゃんとしなきゃいけないね。そうはいっても、一方的に庶民は魚離れしているから、なかなか難しいし、野菜も直売所がいっぱいあるし、これは難関がいっぱいあるわけですよ。だから、そういうところもきちんとして、加工所も含めて総合的に私はもっと見直すべきだと思います。そこら辺どうなんでしょうか。

○**経済産業部長** 今加工というお話が例として挙げられました。現在水産棟の整備について、業者の方とこれからは絶対加工は必要だということで、そのスペース等も考えて今進めております。以上です。

○**平野** 今回の立体駐車場が消費税含めて8億8,000万円、今後水産棟の建て替え改修、管理棟、青果倉庫棟の耐震改修工事及び関連食品棟、サービス棟の場外市場化と、こういう計画が並べられているんですけれども、大きなお金がかかるわけなんですよね、今後も。これまでも耐震改修などで相当な金額を使ってきましたけれども、まず駐車スペースのことなんですけれども、その関連食品棟、サービス棟の場外市場化、場外市場にしたときに今末永委員が言われたような駐車スペースが今度また足りなくなるんじゃないかという懸念があるんですが、その辺はどういうふうに考えているんでしょうか。

○**経済産業部長** 現在の関連の施設が大きく場所を真ん中に取りっております。これを解体しようと思っておりますので、その分駐車スペースができるかなというふうに想定しています。以上です。

○**平野** これは、今年の第1回定例会のときに柏市公設総合地方卸売市場業務条例の改正というのが行われたんですね。そのときに私は討論で言っているんですけれども、法改正によってこれまで認可制や許可制だったものから認定制に変えられたと。そして、認定外の卸売市場というのも出てくる、認められる形になったということがあって、この条例の改正については懸念を表明したんですけれども、これから今回の立体駐車場も含めて、これから市場、これまでのものも含めて将来のものを大きな税金を使って、巨額の税金を使ってこの市場整備って行われるんですけれども、その整備を終えた暁に市場が公設市場じゃなくなる、民間になってしまう、そういうことを懸念するんですが、それはないというふうに言えるでしょうか。

○**経済産業部長** 卸3つございます。水産、青果、それと花卉、ここについては引

き続き市のほうで運営していきたいというふうに思っています。以上です。

○平野 引き続きというのがどの程度の年数を言うのかですけれども、将来というのは例えば10年後、20年後という単位で考えたときに柏市はこの市場を公設市場として維持していくと。市場の役割とかその意義というのは、答弁でもこれまでも議会で述べてこられたので、そこを疑うものじゃないんですけれども、将来の構想としてやはり市民にももちろん開かれた市場にならなきゃいけないでしょうし、その関連する業者の売上げが伸びると、そこで働いている人の雇用も増えていく、そういうことが求められるわけなんですけど、だからこれだけたくさんのお金をかけて、税金をかけて市場を整備するわけなので、その将来にわたって公設市場として維持するんだということをぜひ決意していただきたいなと。表明していただきたいなと思います。

○経済産業部長 やはり消費者の方に安心して安全な生鮮食料品というのは公設市場がやっぱり持つべき役割だと思っておりますので、引き続き担っていきます。以上です。

○日暮 今までいろんな方からいろんな議論がありました。私も柏の公設市場を見てきて、また他市の動きも見てきて、そんなに柏市が公設市場にこだわっていいのかどうかということが非常に疑問に感じているんです。市民が大きな公設市場があることによって恩恵を受けているということも実はあまり感じたことないです。それと、柏市も今のところまだ人口が増えていますが、これがいつまでも増えるわけでもないし、これから高齢者がどんどん、どんどん増えていく中で柏市のある財源、お金、これをどこに向けていくかということも柏市として考えていかなきゃならないんですよ。今まで何があった、何があった、今まであったものはずっと続けていこうよと、そういうことがいつまでもできるのかどうかということも柏市としてしっかりと考えていただきたいなと思うんです。我々もこれから柏の現在の市場が本当に柏市にとってこれからも大きな投資をしながら存続させていくことがいいのかどうか、これについて我々もいろいろと調査をしながら柏市に提言をしていきたいと思っております。そして、副市長もいらっしゃいますから、柏市がこれから高齢化がますます進む中で柏市としてどのような市政運営をしていったらいいのかという観点からも考えていただきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑ございますか。——なければ、質疑を終結いたします。

○委員長 議案第8号、工事の請負契約の締結について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでございました。

○委員長 それでは、請願の審査に入ります。

請願第1区分、請願11号、隣接の宅地開発により発生した、擁壁から流れ出る水を止めて元の生活に戻すことについてを議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○平野 初めに、この問題については、令和元年第4回定例会、ここで我が党の日下議員がこの問題を一般質問で取り上げています。そこで、このときの答弁では、日下議員のその完了検査はどのように行われたのですかという質問に対して、開発行為の担当所管のほうで職員が現地を確認して、施工業者と確認して検査をしています、こういう答弁でした。さらに、検査は本当に正しく行われたのかということに対して、検査は正しく行われていますという答弁です。それならなぜこんなふうに擁壁の水抜き穴から水が流れ出ているのかという質問、それから再度チェックを求めたいと思いますがという質問に対して、担当職員のほうが現地のほうを再度確認させていただきませう、こういう答弁でした。そこで、この議会の後どういう現地再確認をしたのか、担当職員による再確認、どういう視点で何を確認したのかお答えください。

○次長兼宅地課長 開発行為の完了検査につきましては、平成30年7月30日に宅地課の担当職員が現地に赴いて擁壁等の完了検査を行って、適切に完了しているということを確認しております。その後1年弱の間、特に水等の問題はなかったということに関しましては、請願者のほうからも複数回確認しております。その後、株式会社大倉という会社がその土地を購入し、そしてこのときに恐らく擁壁の直近のところの雨水ますを浸透式にしてしまったということだと考えております。その後、議会の後というか、取り替えさせたのは、その前に当時請願者のほうで10月7日に来庁されて擁壁から水が出ているということを手帳されたので、市のほうで現地調査を行って、雨水ますの1つが浸透式になっているということを見つけて、これが原因になっているということを手帳し、是正を株式会社大倉のほうに依頼し、是正させたと。その後、市のほうも現地を確認し、是正されているということを確認いたしました。以上です。

○平野 そもそもこの開発、擁壁の構造というのを見ましても、どうなのかなと思うのがあるんですが、この請願者の土地、擁壁の一番下にはこの水抜き穴から出てくる水を処理する排水施設がないということなんですが、これはそのままいいんでしょうか。これは適切な設計、施工だったんでしょうか。

○次長兼宅地課長 通常の擁壁、2メートル、3メートル程度の擁壁ですと、隣接地とぴったりくっつけて施工されることも間々あります。その際も特に隣接地に対して措置をすることがないのが多いです。ただ、今回の場合、10センチ程度、隣接地、今回の請願者の土地から敷地を空けて擁壁を築造されております。通常水抜き穴といっても、それほど水抜き穴から水が出るということはあまり少ないものから、このような形になっております。以上です。

○平野 それは、通常そんなに水が出ることはないから、その排水施設がなくてもいいということなのかということなんですけれど、こんなふうに水が出ることはあまりないから、多くのところで土地としては10センチ程度持っているんだけど、そこに排水施設を造る必要はないと、多くの場合そうだということなんです。私が見ましたのは、千葉県の都市計画課が出している開発許可制度の解説というパンフレットがあるんです。この中に、まず擁壁の水抜き穴、これについて、これは宅地造成等規制法の第9条、政令第10条、擁壁の水抜き穴というのがあります。この解説によると、背面土が浸水状態、水につかった状態、浸水というのは浸食作用の浸ですね。背面土が浸水状態になると、この土圧及び水圧はさらに著しく増大すると。そのほか基礎の滑り抵抗力を低下させることもある。集中豪雨時における擁壁の倒壊は、このような土圧及び水圧の増大によって起こることが非常に多い。そのために、擁壁には背面土の雨水、地下水等を有効に排水することのできる水抜き穴を設けなければならない、こういうふうになっています。それで、その次にその排水施設の問題ですけど、法の第9条、政令第13条には排水施設の設置に関する技術的基準というふうになっていて、本法における、法律における排水施設の設置は、宅地造成に関する工事等について、災害の防止のために行われる措置であるので、災害防止のために必要な排水施設は必ず設けなければならないというふうになっています。今担当課は必ずしも設けない例があると言うんですが、それはそれでいいのでしょうか。

○次長兼宅地課長 先ほど申し上げたとおり、擁壁が開発行為が終わって完了してから1年ほど特に何も問題がなかったと。水の問題も特になかったというふうに請願者のほうからは複数回確認しております。その後、建築行為のほうで屋根から集めた雨水が集まる集水ますを浸透式にしてしまったと。その浸透した水が要は請願者のほうの擁壁の穴から出てしまっていたと。それについては、うちのほうで発見して、一連全部見て、その1個だけが浸透ますになっていたの、それを業者のほうに改善させたということでございます。以上です。

○平野 その雨水の浸透ますが問題だったということもあるんでしょうけど、私が今聞いたのは、擁壁には水抜き穴を設けなきゃいけない、擁壁側に水がたまって、あるいは集中豪雨などでその擁壁が崩壊しないために水抜き穴を設けなきゃいけない、その水抜き穴から出てくる水については排水施設を設けなきゃいけないということがこの県の開発許可制度の解説には書いてある。だから、水抜き穴は設けている。だけど、そこから水が出てくるわけです。通常はあまり出てこない。通常あまり出てこないにしても排水施設は造らなきゃいけない、そのことについて、排水施設についてこういうふうに今言いましたでしょう。本法における排水施設の設置は、宅地造成に関する工事等について、災害の防止のために行われる措置であるので、災害防止のために必要な排水施設は必ず設けなければならない。一般に災害防止のために必要な排水施設の位置は次のようなものであると言って、(1)、これが切土の崖または盛土の崖(擁壁で覆われた崖を含む)の下端、一番下の端、ここ

に7番まであるんですけど、その排水施設について書いているんですが、まず第1に擁壁の下端、一番下には排水施設を設けなきゃいけない、こういうふうになっているんです。その水が出る、出ない、水の多い、少ない関係なしに設けなきゃいけないとなっています。これ設けなくてもよかったですでしょうか。

○次長兼宅地課長 あくまで県の基準ということですが、柏市においてはそのような基準になっておりません。そして、必ずしも擁壁から出てきた水が、例えばU字溝か何かで受けて、それがどこか流末があるわけでもないという場所も結構あります。したがって、柏のほうの基準ではその辺は明確にしておりません。以上です。

○平野 これは県の基準じゃないんですよ。宅地造成等規制法の開発許可制度の解説、法律について、法令について県が解説したものなんです。法律がそうやってなっているのに。これ県の制度の説明じゃないんですよ。基準の説明じゃなくて、法律がそうなっているのに市はそういうのをやっていませんって、それはおかしくないですか。

○日暮 今平野委員が排水施設を設けることになっているということを重ねて発言されていますけども、擁壁のところに水を抜く穴がありますよね。あれも排水施設ですよ。あの穴がなかったら擁壁が倒れることもありますよね。あの穴から水が流れるから、あれもそこに書いてある排水の施設だと思えますよ。

○平野 ですから、日暮委員なんですけど、私も先ほど言いましたように、この法律の解説として県が言っているのは、まず擁壁を作れば水抜き穴を作る必要がありますよと。それは3平米に1か所ですよと。上の方じゃなくて、下のほうに多く集中させることが適切ですよと。そういう水抜き穴はなぜ必要かということもこの法律の解説として書いているんです。次に、その水抜き穴から出てくる水、これを受ける排水施設が必要だということで、擁壁の下端、一番下にU字溝を入れる必要があるよと。それは図をつけて解説していますよ。この擁壁の下にU字溝を入れなさいというふうに、図をつけて解説しています。法律の解説です。これは、県が出している法律の解説です。それを柏市はできないところもあるのでやらなくていいという、そういう話じゃないんじゃないでしょうか。

○次長兼宅地課長 法律の解説ということなんですけど、図面があるということなんですけど、今手元にないので、ちょっとお答えのしようがないです。

○平野 ほかの方も御意見あるでしょうから、私はここで止めますけれども、また必要があれば発言させていただきたいと思います。

○末永 課長さん、法律があろうとなかろうと、水抜きがあったら、それを垂れ流していいというわけにはならないでしょう。必ずそれは受皿があって、5センチでも8センチでもいいから側溝があって、そこに流れていくように形だけでも普通はあるものだよ。人の土地に垂れ流していいというわけにはならないでしょう。隣のうちは民地だよ。だから、そこは柏市がなかったら、そういう指導要綱を作って、必ず水受けを流れるよう、排水できるようにしてくださいと、水受けを作ってくださいというのがまちづくりの基本でしょう。住みやすいまちをつくるためにあるんじ

やないのか、あなたたち宅地開発だとか建築というのは。最悪にするために、まちづくりするためにあるわけないでしょう。だから、市民が住みやすく、そういう水を取ってちゃんとできるところを造っていく、規定があるないは分からんけど、平野さんはあると言っているんだけど、なくても最低限水を取りますよというのが普通でしょう。だから、事業者に、申し訳ないけど一番狭い側溝でもいいから、10センチ空いているんだったら8センチぐらいのあるよね、小さいのが。それでもいいからここに入れてくださいよと。そして、壁にコーキングをくっつけて、穴掘ってやらなくてもいいから造れば簡単にできることでしょ。ただ、水は下のところからずっと地下みんな水脈あるように行くから、なかなか難しいんだけど、その程度見えるところでやれば済むことじゃん。業者にそれだけやってくださいよと、そういうまちづくりを柏はしたいから、ぜひやってくださいと言るのが普通でしょう。私は、この請願者もそうだけど、本当なら苦情委員会ありますよね、苦情委員会みたいなのが。なくなっちゃったのか。あるよね、普通。開発行為を伴う苦情委員会とかいろんなもの、調整する機関が。そこにも出されて本来ならしなきゃいけないよね。そうする前に行政が業者にちょっとおいでと言って呼んで、ここ造ってくださいよと。造らなかつたら、置くだけ置いてぴたっとくっつけりゃいいことだよ、そんなのは。大した金でもないし、そんなことできるでしょうよ。100メートルもあるのか。宅地が100メートルあるといたら豪邸だよな。だから、どのくらいか分からないけど、何か写真持ってきた、あれを見ると15メートルぐらいでしょう。15メートルぐらいだったら、ジョイフル本田行ったら3,000円で売っているよ、水をこう1メートルの。だから、そういうものを造ってくださいって言えるでしょう、普通は。あなた方は、まちづくりで住宅が悪化するための宅地開発をさせているのか。違うでしょう。だから、そこだけは業者に協力してくださいよと。柏市も努力するから、こういうことで住民と合意するようにするから、こういうふうにしてほしいよ、住民さん、このぐらいしかできないけども、これで何とかできんかねと、そういう調整する機関あるでしょうよ。ないのか、そんなの。何を造らせてもいいのか。篠籠田の擁壁のときも最後までいろいろと文句言われたけども、住民から言われたけど、そういう調整したことあるけど、ちゃんと側溝を造りなさいよ、水抜きをちゃんと取りなさいよと。そうしたら、1メートル50ぐらいのところだったら水がはけるときはぴゅっと飛んじゃうんだよ、30センチの側溝を。飛ぶから何とかしてくれと言ったら、そのところだけ何か水のところにくっつけてぴゅっと飛ばないようにしてくれたよ。だから、そういう努力をすることが大切じゃないのかなと思うんだけど、課長さん、どうなんでしょう。

○次長兼宅地課長 柏市ではそういう基準を持っていません。それで、加えて擁壁からは、通常背面にしみ込んだ水をなるべく有効に、水圧がかからないように水抜き穴というのは設けられております。ただし、通常水抜き穴というのは、土地が落ち着いてくれば、ほとんど水抜き穴が乾いているというような状態が通常であります。そんな中で、柏みたいに土地が狭くて高いようなところでそういう法的という

か、強制力もなしに10センチ空けろとお願いするということにはできないというふう
に考えております。以上です。

○末永 10センチ空けろと言っているんじゃないんだよ。水抜き穴に合わせて水が
だらだら出てくるよね。びゅっと出てくるよ。長雨降ったらずっと漏れてくるんだ
よ。その受皿、側溝、小さいのがあるでしょう。今は使わないけど、簡易的な側溝。
今は30センチかな。土木は分かっているんだけど、30センチ、45センチ、50センチ、
ボックスカルバートと、こうなっていくわけだよ。だけど、一番小さいのがある
でしょう、8センチぐらい、10センチぐらいの。それを並べてコーキングしてく
っつけばいいでしょう、壁に。そのくらい業者さんやってくださいよと。そうし
なきゃ、水がこぼれたら、それがみんな隣のうちの敷地に来て、敷地がいろいろあ
るからとなるでしょうよ。だから、そういうことにして、気持ち的にも造ること
によって市民が安心して、ああ、よかったねと言えるようなまちづくりをすることが
大切じゃないの。規定があるとかないとかの問題じゃないでしょう。住みやすいま
ちづくりをするためにあなたたちはいるんじゃないのか。住みにくいまちづくりの
ためにあるのか。だったらそういうふうに行けよ、規定に。柏市の場合は規定があ
りませんので、住みにくうございますと、そう書きなさいよ、だったら。そういう
ことをしちや駄目でしょうよ。本当に一人一人が住みやすい、狭い土地ではあるけ
ども、いかにお互いに理解し合って住めるまちをつくるかというのが宅地開発であ
り、なおかつそういうことをするためにあんじゃないのか。業者の皆さんにも、少
し泣いてくださいよと。住民の皆さん、これ以上できないから我慢してくださいよ
と言うことも、それも必要じゃないかと言っているのよ。それは、しゃくし定規に
規定ないからできないと言うのか。そんなこと言うなよ。そんなこと言わないで、
やっぱりどうしたらいいかって業者呼んで、こういうことしましょうよってやりな
さいよ、そのぐらい。それができない市役所なのか。どうなの。

○佐藤都市部理事 今委員の御意見がございまして、この件につきましては、宅地
造成されて検査が終わってから、そういう状況が建物のほうの建築が始まって出て
おりますので、もちろんこういった行為、建築とか宅地開発については適正かつ公
正に行われて、市街地の安全と衛生を確保していくというのが大前提ですので、今
回の案件を含めて、その検査が終わった後ということで、安定した宅地開発がされ
ている状況の中で事後で起こったということもありまして、全体的な検証も含め
て進めていきたいと思っております。以上です。

○末永 検査が終わったら知らんよ、そんなのはと。そんなこと言わんでいいでし
ょうよ。検査が終わったけど、よく考えたらそのとおりですねと、よくその住民さ
んの気持ちも聞き、業者に検査は終わっているけども、それでよしとしないちょ
っと協力してくださいよと。このくらいでこうして、どうでしょうかと言って市が
話して、できないと言ったら、そうしたら訴訟になってくるよな、今度は。それは
次の段階だよ。だから、そうなる前に柏市の中で開発行為の中で調整する機能があ
るでしょうと。何でも工事終わったら知らん顔じゃないんだよ。だから、P L法と

いうのがあるんだよ。分かるか、P L法って。何か問題あったら、その後でこうするというあれだよ。だから、あったんだから、そこのところはどうでしょうかと。大倉とかいったか。名前は大倉と。大きな倉なんだね。その大倉さんと、こう言っているから、検査終わっているけど、どうなのと。開発行為で後でこういうふうになっちゃったんだよ、だからひとつできんだらうかと、相談だけと。あるいは、その買った会社、建築会社でもここの用地買ったら、あなたのところでちょっとできないかと、どうだろうかと、そういう調整することも必要でしょうというんだよ。そういうふうにしてよ。そういうふうにしなないの。

○次長兼宅地課長 ですから、開発行為が終わって請願者のほうから水が出るという御相談をいただいて、現地も調査して、水が出ている原因を突き止めて、それを是正させたというところがございます。それで、水はまだ出ているという御主張はありますけれども、私たちが行った範囲では大分止まっているなというような感触を得ています。以上です。

○末永 水が出ているんでしょう。写真見せてもらったけど、出ているよ。それは出ている跡があるわけだよ。だから、あるんだから、そこは出ているというんだから、出ていなくてもそのぐらいするのが普通じゃないのか。それもしないというのか。俺だったらセメントで詰めちゃうけどな、申し訳ないけど。出ないと言っているんだから、あなたが言うには。出ないところに穴を造るわけじゃない、スズメの穴じゃあるまいし。だったら俺はセメントで埋めちゃうけど。だから、そんなばかなこと言わないで、市民がそうやって言っているんだから、その程度は造ってあげたっていいでしょうと。だから、事業者とよく相談して、事業者に言って、事業者がこう言っていますって調整してちょうだいよ、そのくらい。検査が終わったから知らん顔して、駄目でしょう、そんなのは。

○次長兼宅地課長 事業者のほうからもそれについて幾つかの是正の提案はされているというふうに伺っております。以上です。

○末永 どういう提案なの。

○次長兼宅地課長 水抜き穴にパイプを入れてとか、それで排水溝のほうにつなげるとか、そういった案は提案させていただいたというふうに聞いております。ただし、その回答がなかったりとか拒否されたというような話を聞いております。以上です。

○末永 ちょっと素人だから分からないんだけどさ、その穴にパイプをはめて、それをずっとパイプで流れるようにしてあげるよというわけね。そういうことか。

○次長兼宅地課長 具体的に図面を持って聞いたわけじゃないので、電話でお話を伺っただけなんですけど、パイプで落として、下にU字溝を造って、申し訳ないけど請願者のお宅のますに流させてくださいというような御提案をしたというふうなことは伺っています。以上です。

○末永 請願者の排水溝に流させてくれと。それが駄目だと言っているということか。

○次長兼宅地課長 そのこのいきさつは、ちょっと私のほうでは把握しておりません。以上です。

○末永 課長さん、そこでやっぱり調整でしょう。そこは、その水が抜けて、抜けるところないから、請願者のところのあれがあるけども、小さいU字溝を造ってやるから、そこんとところに落とし入れてくれませんかとか、市も中に入って、そこだけちょっと認めてやってくれませんかとか、そういう話合いをするべきじゃないのか。それ全く通用しないのか。何だかふるさと公園の前の某建設会社のような話をしているね。それじゃ駄目でしょう。調整してよ。

○次長兼宅地課長 お互いに弁護士さんを入れた話合いを継続させているというふうに聞いております。こちらのほうから業者のほうに電話をすると、業者のほうも法務部局あるいは顧問弁護士さん等を通じてお話をさせていただいていますという回答です。以上です。

○末永 課長さん、弁護士さんだか検察庁だか悪さしたり賭けマージャンしたりして悪いのもいるんだよ。だから、全てじゃないんだよ。柏市が市民が安心して暮らせる、そしていいまちづくりをする、そのためには市が中に入って弁護士さんと、そうおっしゃるけど、こうだからひとつ弁護士さんも調整できませんかと、我々はどう思うんですよと言ったらどうなの。弁護士は聞くと思いますよ。そんな訳分からん弁護士は言ってくださいよ。みんなで文句言いましょうよ。そんなことあり得ないと思うよ。ちゃんとどっちの言い分も聞いて、いいまちづくりで住みやすいようにしていきたいというようなことを調整する機関あるんじゃないのか。ないのか、今は。なくなったのか。いろんなこと、そういう苦情処理するところ、あったはずだよ。忘れちゃったのか、みんな。

○次長兼宅地課長 末永委員がおっしゃっているのは、開発事業等計画公開等条例における調停委員会のお話だと思います。それは、着工するまでの間で事業者側と住民側で調整するという機能になっています。以上です。

○末永 その項目で、藤心のところも着工後も話をして側溝を造ったことがあるけど、着工までにはいろいろと反対運動が起きて、いろいろとガチンコするけど、その終わった後、改善で、ここがよくない、あふれるとか、いろんなことがあって、事後に改善しなきゃいけないことを話合いもして、ちゃんと行政が入ってやったりしていますけど。いろいろそれは条件があるんだろうけども、よく聞いて、柏市が入って調整すれば済むことじゃないのか。それもできないというのか。どっちが悪いというのか。悪いところ言ってよ、ここが悪いんだって。誰が悪いんだと言ってよ、分かっているんだったら。沢課長の判断でいいから。

○次長兼宅地課長 私どもは、中立な立場でお話合いをしていただければというふうな形で、お互いに代理人を立てて、法的なことに知識の深い代理人を立てて話合いをしていると。その中にいろいろな補償金問題みたいなことも含まれているというふうに聞いていますので、それ以上は市としては入るべきではないというふうに判断しております。以上です。

○末永 請願に上がったから議論しているんだよ。請願に上がったから。そこを造ってくれということ指導してくださいと来ているんだよ。それに対して言っているんだけど、だったらあなた、最初から法的措置が出ているから法的な判断を待ちますと言うかと思ったんだけど、言わないから、そういう案件じゃないでしょう。だから、住民側の言い分、地権者側の言い分、それから事業者側の言い分、そして今現在地権者だよ。地権者側の言い分、そこ住んでいるんだから、売っちゃったんだから。双方の話を聞いて、いろいろ聞いてできることを行政でやるべきじゃないかというんだよ。それをちゃんとやってちょうだいよ。やらないというの。

○次長兼宅地課長 ですから、双方紛争解決に向けた動きを継続していると。その一つとして民事調停という形もあるんだというふうに認識しております。以上です。

○末永 私は、請願はごく当たり前のことが書いてあるから賛成なんだけど、課長さん、人が住めるように業者に改善指導してくださいと言っているんだよ。指導して、指導した内容はこうですとちゃんと伝えればいいことでしょう、それは。擁壁から出ている水に有害物質が含まれていないか調査するようにしてくださいというんだよ。これは、水質検査は柏市の機関で保健所持っているからできますよね、簡単に。難しいことでも何でもないでしょうよ。すればいいでしょう、水質検査を。水道部でもやっているでしょう、こんなの持っていけば。だから、私は出ていると思わないけど、私も素人だから分からない。分からないけど、この住民がそう言っているんだから、有害物質が入っているんじゃないかと。入っていませんというやつを証明してあげればいいじゃない。そんなことはお金かかるわけでも何でもない。柏市の行政で保健所があれば、水道部も水質検査やっているんだもの。一升瓶に入れて持っていけばすぐ測ってくれるでしょう、こんなの。ちゃんと測ってやれば何も難しいことはないでしょうよ。議会に上がることが問題だよ。こんなことやっていない、この程度もやっていないというの、私から言わせたら。だから、そういうものはちゃんともうちょっと事前によく話を聞いて、市民の話もよく聞いて対応してくださいよ。副市長、しないの、こんなことを市の職員は。

○副市長 これまでも調整は凶ってきているとは思うんですけど、市の立場としてできる範囲の中で調整はしていきたいと思えます。以上です。

○林 まず、その排水溝の話をもう一度確認したいんですけど、私も平野委員と同じような資料を見て、なぜこの開発業者が擁壁を少し後ろにずらしてそこに排水溝を設置しないんだらうと思っていたんです。これが平野委員の言うように法令で定めのあるものなのかどうか、これはしっかり調べてちゃんと委員全員に返答いただきたいんですけど、よろしいですか。

○次長兼宅地課長 調査して、その辺はお知らせしたいと思えます。以上です。

○林 よろしくお願ひします。それと、問題は雨水ますの蓋をつけて改善した後も水が出ている状態なんです。それは私今朝確認してきました。水がたまっていましたので、やはりまだ問題が残っているんだと思うんです。傾斜地における宅地造成の場合、その崖の上端、上のおうちの方のところの地盤面というのは、崖側に水が

流れないようにある程度の勾配を取らなければならないと考えるんですけど、適正な勾配が取れていることが確認されていますか。

○次長兼宅地課長 宅地開発の完了時点ではほぼフラットです。擁壁の上端はほぼフラットで、その後建築の工事に入ったときにほぼ8割方基礎の工事とともに掘られてしまって、その後埋め戻されるという状況ですので、その埋め戻した状態が通常なるべく擁壁の側から遠いほうに水が流れるようにという配慮は必要かと思いません。ただし、都市計画法上、水の勾配をそっちに取るという形に関してはなるべくという形で考えております。以上です。

○林 配慮されるべきですけど、法令の定めがないということですね。でしたら、これはやはりそちら側に水が流れてしまう問題がありますので、市の運用の中で何とか改善できないんですか。

○次長兼宅地課長 市の担当もなるべくその現場に行ったときにその辺は見ておるんですが、ただその後の建築の工事の中で土というのは乱されてしまいます。その後きちんと整地されるということになっておりまして、ほぼ宅地についてはフラットが使いやすいというような形になっていると思います。以上です。

○林 ほかのおうちに関しては若干傾斜が見られたんですけど、確かに請願者さんのおうちの裏のおうちはかなりフラットに近いように見えたんです。駐車場とか地面部分が広く取られているところはやはり傾斜が取られるべきかと思しますので、ぜひ今後はそういうような注意をしていただきたいなと思っています。

それで、雨水浸透ますについてお聞きしたいんですけど、柏市の雨水流出抑制技術基準によると1ヘクタール未満の専用住宅というところになると思うので、浸透槽とか調整槽を設置して開発事業者が管理しなければいけないのかなと思っていますんですけど、いかがですか。

○次長兼宅地課長 この開発地においても、1宅地当たり5立米の雨水浸透抑制槽を設けて、道路側、つまり擁壁から遠い側に設けて排水しております。以上です。

○林 それは、開発業者さんが設けているものなんですよ。

○次長兼宅地課長 そのとおりです。

○林 ここには、先ほどおっしゃったように、のり面、崖、擁壁から安全な距離を取らなければいけないと書いてあるんですけど、建築のときの雨水ますというのがあろうと思うんですけど、柏市宅地内雨水浸透柵等設置基準というところには、擁壁からどれぐらいの距離を保たなければいけないとか、そういう文章がなかったんですけど、この辺りの運用はどうなっているんですか。

○河川排水課長 今言われた基準なんですけれども、実際には浸透槽というのを開発行為によってつけます。その後、今言った雨水浸透ますというものを造るんですけども、こちらのほうはあくまでも、設置する位置に関しては、第4条に書いてあるとおり、擁壁、のり面を考えて浸透ますをつけてくださいというようなことであっておりますので、建築業者がその要綱に従って適切に設置するものと考えています。以上でございます。

○林 要綱には考えてと書いてあるんですか。どのような文章になっているんですか。

○河川排水課長 柏市宅地内雨水浸透柵等設置基準において、第4、設置位置、雨水浸透施設を設置する位置は、雨水浸透抑制に効果的で、かつのり面、崖、擁壁等の影響を配慮した場所とするという形であっております。以上でございます。

○林 柏市雨水流出抑制技術基準のほうにはちゃんと基準が示されているんですよね。斜面高が2メートル以上かつ斜面角度が何度以上はこの高さの2倍だとか、そういう数字が示されているんです。こちらにもそういうのが必要じゃないかと思うんですけれど、いかがですか。

○河川排水課長 あくまでも今言われた開発行為で設置する浸透槽に関しては、今言われたのり面から30度以内の下に設置する等のことをうたっておりますけれども、こちらのほうの雨水浸透ます、これはあくまでも建築する際に設置するものということで考えておりますので、そちらに関しては各建築業者さんが考えるものということで考えております。以上でございます。

○林 各建築業者さんの能力に左右されてしまうような決まり事では駄目だと思うんです、建築の部分の決まりが。そこを改善していただきたいんですけれど、いかがですか。

○建築指導課長 今回の柏市宅地内雨水浸透柵等設置基準については、適用除外がございまして、開発行為によって雨水浸透槽等を設けた場合には適用除外となっておりますので、今回の宅地についてはますの基準は適用除外となっております。以上になります。

○林 適用除外になっているということは、その浸透ますをつけられないということではないですよね。結局そこものり面、崖の近くにますが設置されてしまったら中の水圧が高まってしまうので、危険じゃないかと思うんですけれど、いかがですか。

○建築指導課長 今回の木造2階建て住宅程度のものについては、建築確認や検査の段階で雨水処理については審査の対象になっておりません。その部分については、設計なり施工管理を行うほうの建築士のほうで安全を確認していくというような状況になっております。以上です。

○次長兼宅地課長 それとあと、前回の議会のときも御報告さし上げたんですが、宅地課のほうで宅地分譲の開発許可をするときに、絵入りとか、図入りで擁壁の近くに浸透ますを設けるのは駄目ですよという形で、浸透ますを設けずに雨水抑制施設のほうに閉塞ますでつなぐようにということで注意喚起をしております。これは、建築主ですとか売主なんかきちんと伝えてくださいねという形で啓蒙しているところがございます。以上です。

○林 この注意喚起というのは、12月議会の答弁のときにおっしゃっていたと思うんですけれど、それまではされなくて、議会で取り上げたから注意喚起を始めたということなんですか。

○次長兼宅地課長 議会で取り上げたというよりも、問題意識を持ったのは、請願者のほうで御相談に見えられて、水が出ていると、その原因は調査した結果、浸透ますが近くに設けられていたということをごちらで発見したので、これはいけないということで、すぐにこういったチラシを作って開発業者に周知するというふうに考えて始めたものでございます。以上です。

○林 分かりました。じゃ、しっかり注意喚起をその部分はしていただきたいと思います。調査されて、その浸透ますの蓋がされて、でも今なおかつ水が出ている状態について、執行部としてはどこに原因があるのかと考えているんですか。

○次長兼宅地課長 正直ちょっと分からないです。請願者さんのほうで建築なんでも相談室というNPO法人の方に委託されていて、その方いわく、水の通り道ができてしまったんじゃないかとか、そういった話をされていたのは聞いております。以上です。

○林 水の通り道ができてしまったような場合は、どのように改善すればいいんですか。

○次長兼宅地課長 本当にそうかどうかということもちょっと分からないところでお答えしますと、そのますを取って、ちょっと深く掘って、土をちょっと締め直すとか、そういったことが自分として想像されるところです。以上です。

○林 それでは、その原因の究明からまずしっかり。これは、請願者さんは事業者にその原因究明をという請願なんですけれども、この調査はやはり本市もしっかりとやっていくべきではないかと思うんですけれども、いかがですか。

○次長兼宅地課長 市としては、業者のほうを指導して、原因となるものは取り除いて、新しいます、つまり浸透しないますに交換させています。一応そこで、形上はといいますか、改善されているわけです。ですので、それ以上の話というのは、今のところはこれ以上はちょっとできないのかなというふうに考えています。以上です。

○林 でも、現状は水がたまっている状態なので、改善が不十分だと私は考えるんですけれども、これに対する調査は行わないという決定ですか。

○次長兼宅地課長 市が行わないという決定をするというよりも、業者さんのほうで請願者と話し合っただのような形でやるかというふうに決めることだというふうに考えております。以上です。

○林 既に浸水被害が出ているんですけれども、この水抜き口から水が出ていて、擁壁の背面の水圧が抑えられているうちは私はまだましなほうだと考えていて、一番恐ろしいのは、中で詰まるとかなんとかして水圧が高まって、擁壁の耐過重を超えるということだと思うんです。これを放置すれば、土砂災害に発展するおそれもありますし、地方自治体の基本的な役割というのはやはり住民の福祉の増進というところだと思いますので、ここは責任を持って原因究明をしていただきたいと思いますが、これは幾ら言ってもしょうがないので、要望にとどめます。

もう一点、私どうしても指摘したいのが、12月議会の話では近隣住民の皆さんは

境界査定の立会いを求められただけで開発行為に関する説明はなかったと証言されているんです。一方、執行部の答弁では、近隣住民に対して戸別訪問で説明したとの報告を事業者から受けているということで、全く相反している状態なんです。今回の案件にかかわらず、開発事業者の方が近隣住民への説明が不十分というのはよく住民トラブルの原因になっていると思うんです。開発事業等計画公開等条例というもので近隣住民への説明については報告書を市に提出することが義務づけられているんです。しかし、この報告書が、今回のように名前は書いてあるけど、住民がその名前を自分で署名したものじゃないとか、事業者がうそをつけるような様式だと今後も同じようなトラブルが発生するんじゃないかと思います。なので、この報告書は必ず近隣住民の自署、確認の署名を必要とする様式に変えるとか、何かもっと拘束力のある形に改善すべきではないかと思うんですけれど、いかがですか。

○**開発事業調整課長** 12月の議会のときにも私どものほうで佐藤理事のほうでお答えさせていただいたと思うんですが、私どものほうでも近隣に対して報告をしたという形で事業者から報告を受けました。再度議会前と議会後にまた事業者のほうに確認したところ、やはり事前説明を行っているという形の報告を受けております。ただ、私どものほうで一番確認しているのは、現地のほうには造成地のほうに事業者と連絡先が記載されている計画公開板というのはきちんと立っていたということで、事前に周囲の方々が何らかの造成を始めたというのは知っていたというようなこともありまして、私どものほうも一応そこまでのことかなということを考えております。あと、これに関しては、もともと条例は施工者と住民とは対等であるということがもともとの話になっております。もともと適法で建てられる建物であったとしてもトラブルが起こる可能性があるということで、事業者のほうにプラスアルファということで説明の義務を課しているということから考えますと、相手方の自署を求めない限りは説明したと認めないというような、そこまでのことは今考えておりません。以上です。

○**林** そのような運用だと、やはり今後もこういうようなことが起こり得ると思います。自署を必要とする様式に変えるなんて柏市の事務の中でそんな大変なことじゃないので、ぜひこれはしっかり行っていただきたいと思います。意見です。以上です。

○**委員長** 暫時休憩します。

午後 3時29分休憩

○

午後 3時37分開議

○**委員長** 休憩前に引き続きまして請願の審査に入ります。

質疑どうぞ。

○**上橋** 1問だけで終わりますけど、実はこういうのも日本人の悪い主義が出ている。良好な空き家が山ほどある中で、あくまでも新築にこだわって建て売りを買おうんですよ。北部地区を除けば、旧柏地区の中でも平坦地で住宅用地はない。必ず傾

斜地になる。今私が住んでいるのは、根戸に住んでいます。今我孫子と柏の傾斜の根戸に物すごい開発やっている。そこをいつも通っていますけど、水の流れ未知なんですよ。よくこんなところに開発の許可出すなと思うんだけど、これは皆さんで止められないかもしれない。だけど、ここなんかもこれと同じことが発生するというのは明らかなのよ。これは我孫子だから、皆さんのところに行きませんが、これ何とかしないと、こういう案件が次々に皆さんのところに持ち込まれますよ。どういう対応をするかはっきり決めておいたほうがいい。今日みたいな対応をされると大変な政治問題になる。一つの方法としては、傾斜地には、この浸透ますですか、ああいうのを造らせないだとか、何とかああいう抜本的な基準を改正しないと今後増えていきます。日本人が、こういう傾斜地や水の流れ、買う側は知らないで買っちゃうんだけど、そういう変な土地の家よりは空き家を新築そっくりさんにして買うような主義を持てばいいんだけど、日本人って持たないでしょう。残念な主義です、日本人の。本当にこういうこと繰り返されると思います。真剣に考えてください。要望だけです。

○平野 先ほど途中でしたので、もう一点、先ほどの答弁の中では雨水浸透ますを改善したことで水は止まっているというふうにおっしゃったけども、それは確認していないですね。出ているところを確認していないということでしたが、請願者に今確認しましたところ、写真も撮っておられるんですけども、今もまだ水は出ている。それで、先ほど答弁の中で、この請願者の上、擁壁の上の家、この敷地は宅地はほぼフラットですというふうに答弁されました。見てきたところ、ほかの宅地は、道路側というか、擁壁と反対側に勾配がついているんですが、この当該の請願者の上の家だけはフラットだというわけです。それについて、これ柏市の基準とは違うんだけど、県が宅地造成等規制法編で開発許可制度の解説で書いているのは、これは法第9条、政令第5条、地盤について講ずる措置に関する技術的基準、これは政令の中に書いているんです。その第5条の1には、切土または盛土をする場合においては、崖の上端に続く地盤面、上の宅地ですね。地盤面には、特別な事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配を付すことというのがこの技術基準なんです。フラットじゃいけないんです。それで、そのことについて解説しているのは、これは県の解説です。県の解説は、盛土をした後の地盤は日時がたつにつれて沈下することが考えられるので、そのような沈下が有害である場合には、あらかじめ余盛り、通常よりも多く土を盛るということでしょう。余盛りをしておくことが必要である。例えば擁壁の背面土が盛土である場合、背面土が沈下すると背面土の地盤面が水たまりとなるおそれがあるので、このような場合にはある程度余盛りをしなければならないというのがこの県の解説です。だから、ほかのところは擁壁と反対側に勾配がついて、排水溝に水が流れるようになっているけど、ここの上の家だけはフラットになっていると。考えられるのは、さっき水の道ができていないんじゃないかと言ったけれども、擁壁側に水がたまって、それが下の水抜き穴から出てきているということだと思うんです。だから、その開発許可

をするときに、出したときにやはりその勾配の問題、宅地の勾配の問題だとか、余盛りと言っているぐらいだから、余分に、フラットじゃなくて、もともと傾斜をつけなきゃいけないんだけど、その沈下するおそれがあるときにはさらに余分に盛らなきゃいけないよということを言っているんだよね。それと、水抜き穴の問題、それから水抜き穴から出る水の排水施設の問題、こういう法令できちんと書かれていることが柏市の基準ではないという、あるいはそれが厳密に適用されていないというのか、であってはいけないと思うんですよ。だから、この法の規定に従った指導をやらなきゃいけないし、そのことがきちんできなかつたことで今日のような請願者のような訴えが出てきているわけですから、それはやっぱり市が責任を持ってこの解決に動かなきゃいけないというふうに思います。以上です。

○末永　ちょっとこれ要望なんですけど、建築と土木に。浸透ますとずっと言っていますよね。この浸透ますはもうやめてもらいたいですよ。なぜかといったら、浸透ますは地下に放射能が蓄積するだけ。水が汚染されるので、浸透ますじゃなくて、3月議会だったか12月議会だったっけ、タンク、要するに都市ダムと言われるタンク方式に変えてほしいんですよ。浸透ますのところが一番放射能が高いんですよ。皆さん、調べてみてください。今も。それで、何でこれ変えてほしいというのは、今後東電の原発事故の30年間ずっと放射能が出っ放しなわけですよ。風向きによっては今も高濃度のがずっと放射能が来ているわけで、あまり理論的にならないけども、今じゃ常磐線で放射能を運んでいると言われていんですよ。除染していない地域、ずっと線路縁はやったんだけど、線路のところを全部放射能がまだ高濃度のところを電車が走ってくるために、常磐線が一旦水戸の向こう側できっちり一回折り返しやっているんだけど、これが東京に入ってくると常磐線で放射能を相当運ぶようになるだろうと言われていんです。だから、浸透ますについては一旦中断して、何とかタンクというよね、あれに切り替えて、それで屋根から出るのは希釈して、それをまくというのか、最終的には側溝にたまるんだけど、屋根から下りてきた放射能というのは浸透ますで地下に潜って、柏市は地下水飲んでいわけだから、何十年か先には到達する可能性あるので、ぜひ浸透ますについてはちょっと検討し直してほしいんですよ。ここはしっかり議論してほしいんですよ。もしあれだったら、実験的に今まで住宅建っているところ、浸透ます全部放射能検査してほしいんだよ、蓋開けて。多分高いと思いますよ。一番高かったのは、根戸の今埋め戻していますけど、コモダ鉄工の裏側のところ。あれは、コモダ鉄工の屋根が全部あそこに水が来て、すごいレベルの高い放射能があったわけですよ。そういう現象で、全ての柏市内の浸透ますにといから全部入っているんです。だから、もう浸透ますというのはちょっと見直してきちんと議論してほしいんです。すぐ今日からさっとできないでしょうけど、ぜひ環境面で議論して検査をして、浸透ますの各地の状況を全部調べてぜひやっていただきたいと思いますので、これ要望です。お願いします。

○北村　これ本当に住民が困っているんだから、もうシンプルに何とかしてあげれ

ばいいんじゃないかと本当にシンプルに思うんです。ここで市が働かないといつ働くんだというようなところだと思いますので、ぜひ直してあげてほしいなというのがありまして、住民に過失があるわけでもないのに、こういうときこそぜひ仕事をしてほしいなという意見でございます。どうか一言、決意を。

○副市長 先ほども御答弁申し上げましたけども、今までも調整はされてきたと思うんですけども、今の現状を踏まえて、市の立場としてできることの中で調整ができるところについてはしっかり調整してまいりたいと思います。以上です。

○北村 本当に自分のことのように考えていただくことが大事なのかなと思います。対応はされたというようなことなのかもしれませんが、水が出ているときもあると。そういう状況が今あるのであれば、そういう状況を毎日でも見に行き、住民の方が困っているんだから、その困っていることを何とか解決に向かい考えるのが私は市の役目だと思いますので、以上意見といたします。

○石井 この主旨で言ったら、水が出ているのは傾斜地だから、その擁壁をやっているわけだから。これ2メートル50だっけ、高さ。そうすると、2メートル50だから、2メートルぐらいの傾斜地だったのかな。そうすると、2メートルだと、土盛りをしたときには、運んできた土の場合は2.5倍の転圧をかけないと元の既存のあれとはならないとよく言われているのだ、昔から。だから、2メートルというともうとんでもない。ダンプで運んできたら、6メートルというか、4メートルみたいな土で転圧をしていかなければならないと言われている、そのもともとの土まで。だから、さっきフラットと言ったけど、それはその転圧したときに幾ら転圧しても絶対にならない。今の宅地開発の場合にはすぐにうちを建てるわけ、その転圧をして。でも、自然転圧には絶対かなわない。だから、さっきフラットと言ったけど、これは技術的にまずいかなと思う。そのフラットになっていて、その擁壁のところになっていると思う。よく浸透ますというけど、浸透ますというのは土にしみるように造るものだから、そうじゃなく指導するというか、市のほうでこれやっていいんだかどうか分からないけど、業者とその人に対して、浸透じゃなく雨水ますで排水というか、そこまで持っていくような指導、そういうふうな出ないようにする指導をしていかなければ、これいつになっても出ると思う。だから、出ないというのなら、その擁壁とうちの間によく普通のうちだと犬走りとかといってコンクリ打っているわけだ。そういうふうな対策をして、道路に行くような話合いというか、そういうふうなところを設けてやればいいんじゃないの、まず。だから、土木のほうでは分かっていると思いますよ、ダンプで運んできた土はどれだけの転圧をすれば元の崩した土の量が出ますよというのは。これは技術的なことで、そういうふうな転圧というのは絶対に自然転圧に勝るものはないと言われているんだから。絶対元に戻らない。だから、業者さんも必ず転圧はしていると思います。だから、そういうふうなことで前フラットと言ったから、フラットじゃ駄目だと平野さんは言うけど、私はフラットでも、フラットであっても浸透しないような、そっちに出ないような指導をすればいいと思っています。そうすればこれ解決すると思いますよ。そ

うでないと、土木というか、その技術的なことをみんな言っていたけど、そうじゃないと思うんだ。この請願の主旨は、水を止めてください、生活できるようにしてくださいということだから、それを優先的に、じゃ水を止めるのにはどうやったらいいかという指導をしてもらいたいと思う。そうじゃないと、これいつになったら終わらないよ。どうですか。

○次長兼宅地課長 業者さんのほうともお話しして、その辺の解決策を探っていくように話し合うようにという調整はしていきたいと思います。それと、先ほど委員さんのほうから転圧についてお話がありましたけれども、開発のほうでも盛土の30センチごとに転圧してきちんと重ねていくようにというようなことで指導をしているところです。以上です。

○石井 だから、その30センチで転圧しようとする、自然のもの、今現在何千年もたったものを要するに崩して持ってきたものに対しては1.5倍以上の転圧をと。幾ら転圧をかけても絶対また締まりますよということ。だから、業者はそこまでやらないと思う。うち建てられるだけの転圧をかけて、フラットにしてうち建てると思いますから。だから、必ず沈下しますよ、また。私もそっちのほうでちょっと仕事していたから、県のほうの仕事していたから、あれなんだけど、1立米持ってきたさいというと、1メートル角を持ってきたさいというと、ダンプに積んでくると、その計算は山の1メートル角なんですよ。崩した1メートル角じゃないんですよ。昔からの転圧かかっている、それで計算、1メートル角なんですよ。だから、そこまでは絶対に人間では転圧できない。まずできない。やってやれないことはないかもしれないけど、自然転圧ですよ。そういうふうなことだから、そのフラットとかって、私はそこまでは言わない。だから、幾ら30センチでやっても必ずまた沈下しますから、そういうふうなことじゃなく、この請願の主旨として、その水の出ているのを止めることをやるべきだと思います。私はこれだけです。

○委員長 答弁を求めますか。

○石井 答弁は要らないです。

○委員長 それでは、質疑を終結いたします。

○委員長 これより採決いたします。

請願11号主旨1について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願11号主旨2について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

可否同数でありますので、委員長裁決により本件は不採択とすべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査を終了いたします。

執行部の皆様は、退席されて結構でございます。御苦労さまでした。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題とします。

調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

お諮りいたします。定例会と定例会の間に執行部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会の日程、調査事項等につきましては、正副委員長に一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

詳細は後日御連絡いたします。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のための委員派遣を行う必要が生じた場合には、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の建設経済委員会を閉会いたします。

午後 4時 1分閉会